

館山市国民保護計画

平成 18 年 12 月

(令和 5 年 2 月改訂)

館山市

目次

第1編 総則	1
第1章 目的と構成	1
1. 計画の目的	1
2. 計画の構成	1
3. 計画の特色	1
4. 館山市地域防災計画との関連	2
5. 市国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1. 基本的人権の尊重	3
2. 国民の権利利益の迅速な救済	3
3. 国民に対する情報提供	3
4. 関係機関相互の連携協力の確保	3
5. 国民の協力	3
6. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	3
7. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 武力攻撃事態及び緊急処理事態の想定	5
1. 武力攻撃事態	5
2. 緊急処理事態	6
第4章 市の地理的、社会的特徴	7
1. 位置・地形	7
2. 気候	7
3. 人口分布	8
4. 道路の位置等	9
5. 鉄道、港湾の位置等	9
6. 自衛隊施設	10
7. その他	10
第5章 市、県の事務又は業務の大綱等	11
1. 市、県の事務又は業務の大綱	12
第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処	14
第1章 平素からの備え	14
第1 組織・体制の整備	14
1. 市における平素の業務	14
2. 市職員の参集基準等	15
3. 消防機関（常備消防及び消防団）の体制	17
4. 国民の権利利益の救済に係る手続等	18
第2 関係機関との連携体制の整備	19
1. 基本的考え方	19
2. 県との連携	19
3. 近接市町村との連携	20

4. 指定公共機関等との連携	20
5. 自主防災組織等に対する支援	20
第3章 通信の確保	22
1. 通信の確保	22
第4章 情報収集・提供等の体制整備	23
1. 基本的考え方	23
2. 警報等の伝達に必要な準備	24
3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	25
4. 被災情報の収集・報告に必要な準備	27
第5章 研修及び訓練	28
1. 研修	28
2. 訓練	28
第6章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	30
1. 避難に関する基本的事項	30
2. 避難実施要領のひな形の作成	31
3. 救援に関する基本的事項	31
4. 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等	31
5. 運送事業者との連携体制の整備等	32
6. ヘリコプター発着場	32
7. 避難施設の指定への協力	33
8. 生活関連等施設の把握等	33
第7章 物資及び資材の備蓄、整備	34
1. 市における備蓄	34
2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
3. 平素からの住民自らの備蓄について	35
第8章 医療救護体制の整備	36
1. 初期医療体制の整備	36
2. 後方医療体制の整備	36
3. 広域的医療体制の整備	36
4. 傷病者搬送体制の整備	37
第9章 避難行動要支援者の支援体制の整備	38
1. 避難行動要支援者に関する配慮	38
2. 避難行動要支援者の支援	39
3. 社会福祉施設等における配慮	39
4. 児童・生徒等の避難時の配慮	40
5. 外国人に対しての配慮	40
6. 自主防災組織、地域住民による支援	40
7. 避難行動要支援者名簿の整備	40
第10章 国民保護に関する啓発	41
1. 国民保護措置に関する啓発	41
2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	41
第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処	42

第 1	事態認定前の対処	42
	1. 初動時情報連絡体制	42
	2. 市国民保護等連絡室の設置	42
	3. 市国民保護等緊急対策本部の設置	43
	4. 市国民保護対策本部に移行する場合の調整	46
第 2	市国民保護対策本部の設置等	47
	1. 市対策本部の設置	47
	2. 通信の確保	55
第 3	関係機関相互の連携	57
	1. 国・県の対策本部との連携	57
	2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	57
	3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	57
	4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	58
	5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	58
	6. 市の行う応援等	59
	7. 自主防災組織等に対する支援等	59
	8. 住民への協力要請	60
第 4	警報の伝達等	61
	1. 警報の伝達及び通知	61
	2. 警報の伝達方法等	63
	3. 緊急通報の伝達及び通知	66
第 5	避難住民の誘導等	68
	1. 避難の指示の通知・伝達	68
	2. 避難実施要領の策定	70
	3. 避難住民の誘導	74
	4. 想定される事態別の避難上の留意点	80
第 6	地域特性に応じた留意事項	84
	1. 地域特性	84
	2. 地域特性に応じた留意事項	84
第 7	救援	87
	1. 救援の実施	87
	2. 関係機関との連携	88
	3. 救援の内容	88
	4. 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	93
	5. 救援の際の物資の売渡し要請等	93
	6. 医療の要請等に従事する者の安全確保	93
第 8	安否情報の収集・提供	94
	1. 安否情報の収集	95
	2. 県に対する報告	95
	3. 安否情報の照会に対する回答	95
	4. 日本赤十字社に対する協力	96
第 9	武力攻撃災害への対処	97

第9-1	武力攻撃災害への対処	97
1.	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	97
2.	武力攻撃災害の兆候の通報	97
第9-2	応急措置等	98
1.	退避の指示	98
2.	警戒区域の設定	100
3.	応急公用負担等	101
4.	消防に関する措置等	101
第9-3	生活関連等施設における災害への対処等	104
1.	生活関連等施設の安全確保	104
2.	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	104
第9-4	NBC攻撃による災害への対処等	106
1.	NBC攻撃による災害への対処	106
第10	被災情報の収集及び報告	109
1.	被災情報の収集及び報告	109
第11	保健衛生の確保その他の措置	110
1.	保健衛生の確保	110
2.	廃棄物の処理	111
第12	国民生活の安定に関する措置	112
1.	生活関連物資等の価格安定	112
2.	避難住民等の生活安定等	112
3.	生活基盤等の確保	112
第13	特殊標章等の交付及び管理等	114
1.	特殊標章等の交付及び管理等	114
第3編	緊急処理事態への備えと対処	116
第1章	総論	116
第1	基本的考え方	116
1.	緊急処理事態	116
第2	事態想定ごとの被害概要	117
1.	攻撃対象施設等による分類	117
2.	攻撃手段による分類	118
第3	平素からの備え	119
1.	市が管理する公共施設における警戒	119
2.	対処マニュアル等の整備	119
第2章	緊急処理事態への対処	120
第1	事態認定前の対処	120
1.	市国民保護等連絡室の設置等	120
第2	市緊急処理事態対策本部の設置等	121
1.	市緊急処理事態対策本部の設置手順	121
2.	その他市緊急処理事態対策本部関連事項	121
第3	関係機関相互の連携と主な役割	122
1.	初動時における連携の基本モデルと主な役割	122

2. 使用物質別の相互連携モデルと主な役割	124
第4章 緊急処理事態への対処上の留意点	137
1. 緊急処理事態における警報の通知及び伝達	137
2. 特殊標章等の取扱い	137
3. 国民経済上の措置の取扱い	137
第4編 復旧等	138
第1章 応急の復旧	138
1. 基本的考え方	138
2. ライフライン施設の応急の復旧	138
3. 輸送路の確保に関する応急の復旧	138
第2章 武力攻撃災害等の復旧	139
1. 国における所要の法制の整備等	139
2. 当面の復旧についての留意事項	139
第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等	140
1. 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求	140
2. 損失補償及び損害補償	140
3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん	140
4. 県が市の国民保護措置等を代行した場合の費用の支弁	140
5. 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁	140

第1編 総則

第1章 目的と構成

市は、住民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限度にとどめるという市としての責務にかんがみ、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態及び緊急対処事態において国民保護措置及び緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施するため、館山市国民保護計画(以下「市国民保護計画」という。)を策定する。

1. 計画の目的

この計画は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態(以下「武力攻撃事態等」という。)並びに緊急対処事態において、武力攻撃や大規模テロなどから国民の生命、身体及び財産を保護するため、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(平成16年法律112号。以下、「国民保護法」という。)に基づき、

- ・武力攻撃事態等における館山市の区域に係る国民の保護に関する措置(以下「国民保護措置」という。)の総合的な推進に関する事項
- ・市(市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。)が実施する国民保護措置に関する事項
- ・緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置(以下「緊急対処保護措置」という。)に関する事項

など必要な事項を定める。

2. 計画の構成

この計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総則
- 第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処
- 第3編 緊急対処事態への備えと対処
- 第4編 復旧等

3. 計画の特色

(1) 館山市の実情・特性にあった計画

館山市は、房総半島の南端に位置し、半島としての地理的特性を有している。また、山地や田園集落が多く、地形が複雑である。一方、観光シーズンには多くの観光客が訪れる観光地でもあることなどを踏まえ計画を策定した。

(2) 大規模テロなどの記述を充実

千葉県国民保護計画(以下「県国民保護計画」という。)に準じ、本県で発生する可能性がより高いと思われる大規模テロなどを想定し、攻撃に使用される物質ごとに対応モデルを提示するなど具体的記述に努めた。

(3) 初動体制を充実

県国民保護計画に準じ、国による事態認定前であっても緊急事態が発生した場合

の初動対応を切れ目のないものにするなど体制の充実を図った。

(4) 避難の記述を充実

県国民保護計画に準じ、高齢者、障害者等の避難行動要支援者をはじめとして、住民の避難・救援等についての措置及び平素からの備えにおける記述を充実させた。

4. 館山市地域防災計画との関連

市国民保護計画は、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものであり、一部は風水害や地震などの自然災害や大規模な事故などに対処するための「館山市地域防災計画」の内容を参考とした。

なお、国による事態認定が行われる前の初動段階では、原因不明の緊急事態に対し、その態様に応じ、また大規模事故であるとの判断のもと「館山市地域防災計画」に基づく対処がなされる場合も想定される。

5. 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

なお、市国民保護計画の見直しに当たっては、館山市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求める。

(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表する（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1. 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用、警戒区域の設定による退去命令等の実施に当たって、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は当該国民保護措置を実施するため必要最小限のものに限るものとし、かつ、公用令書の交付等、公正かつ適正な手続の下に行う。

2. 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

3. 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し援護を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努める。

4. 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5. 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助などについて協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、市は、国民への協力要請に当たり強制しないよう配慮する。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6. 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等、特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

7. 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

8. 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、当市区域内において国民保護措置に従事する者に対して、国等から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に十分提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

※外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 武力攻撃事態及び緊急対処事態の想定

市国民保護計画において対象とする武力攻撃事態及び緊急対処事態の類型を以下のとおり明示する。

1. 武力攻撃事態の類型

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

類型	特徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

2. 緊急処理事態の区分と事態例

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、以下のとおり、県国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、市は、緊急処理事態に対する対処については、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、武力攻撃事態等の対処に進んで行う。

分類	事態の区分	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダムの破壊 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（官公庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力・通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

第4章 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について定める。

1. 位置・地形

本市は、房総半島の南端に位置しており、北・東・南側は南房総市に接し、西側は長い海岸線を有している。平野部西側は館山湾、西に突き出た西岬地区の南側は太平洋に面している。

また、平久里川と汐入川の流れる館山平野には平地が広がり、三方から標高 200m 以下の丘陵が取り囲んでおり、平野部の外縁には田園集落が点在している。

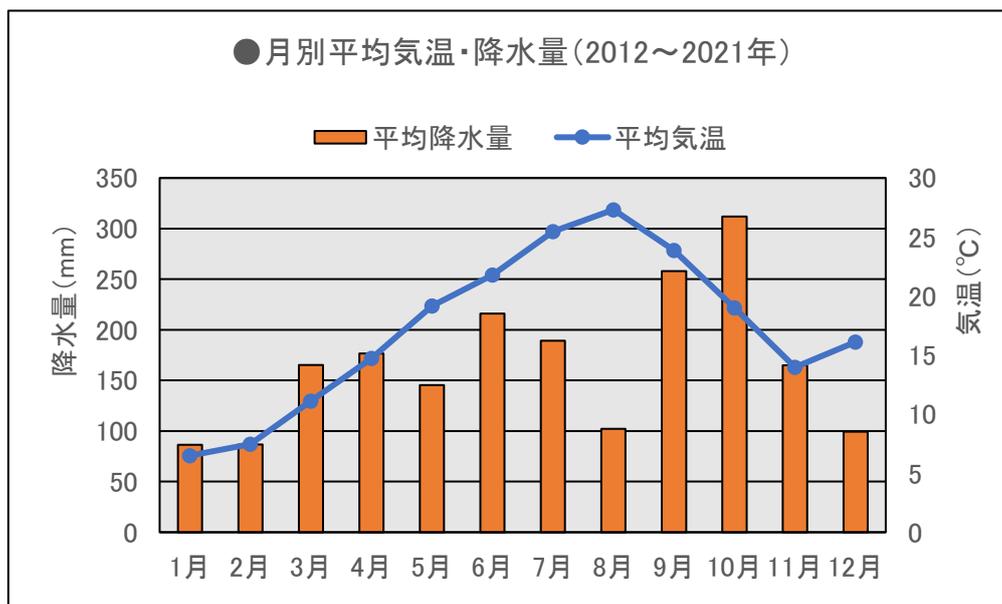
さらに、本市南端の富崎地区や西に突き出た西岬地区などは山地が海に迫り平地が少ない。

位置	東経 139° 52'	北緯 34° 59'		
面積	広がり		海岸線	
本市面積	対県総面積	東西		南北
110.05 k m ²	割合：2.1%	17 k m	16 k m	34.3 k m

2. 気候

本市の気候は、黒潮の影響により温暖湿潤な海洋性気候の特性を呈している。さらに、沿岸部では冬でも霜の降らない温暖な地域がある。また、西側が館山湾に面している他は丘陵に囲まれているため、盆地に近い形状をなしている。このため夜間の放射冷却によって冬の最低気温は氷点下を記録することもある。

一方、風については、冬から春にかけて房総特有の強い西風が吹くことがある。また、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風が吹くことが多い。



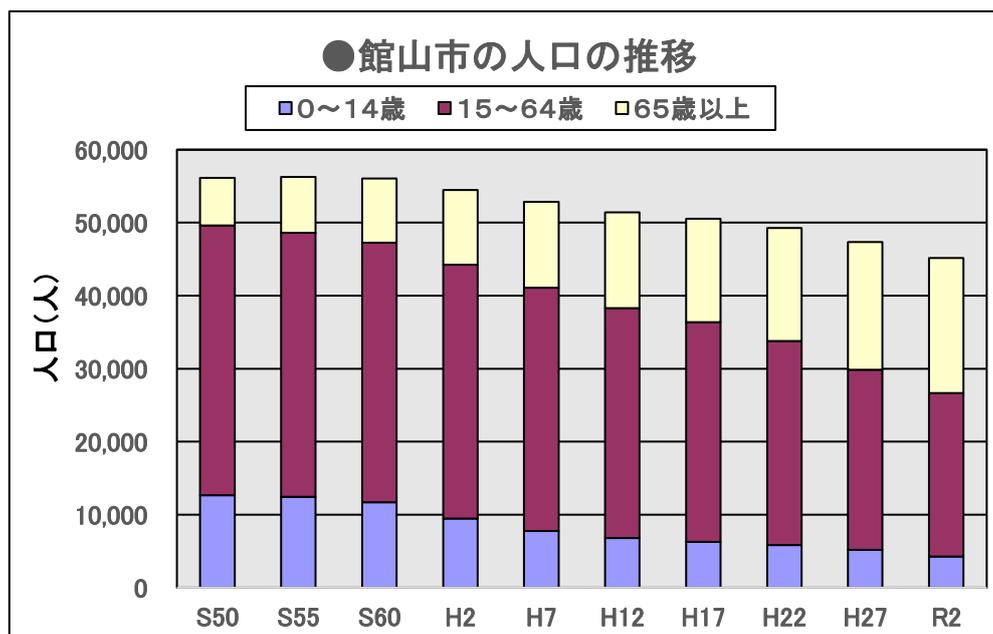
3. 人口分布

本市の人口は、令和2年10月1日現在、45,153人であり、本市中央部の北条・館山地区に集中しており、市人口の約50%を占めている。

地区	世帯数	人 口			性 比 (男/女)	1世帯当り 人 口
		総 数	男	女		
総 数	20,272	45,153	21,846	23,307	93.7	2.23
館 山	5,106	11,124	5,537	5,587	99.1	2.18
北 条	5,847	12,659	6,056	6,603	91.7	2.17
那 古	2,313	5,223	2,521	2,702	93.3	2.26
船 形	1,243	2,788	1,319	1,469	89.8	2.24
西 岬	1,076	2,465	1,119	1,346	83.1	2.29
神 戸	1,140	2,802	1,362	1,440	94.6	2.46
富 崎	359	700	326	374	87.2	1.95
豊 房	940	2,225	1,116	1,109	100.6	2.37
館 野	1,581	3,576	1,694	1,882	90.0	2.26
九 重	667	1,591	796	795	100.1	2.39

人口は、昭和25年をピークに徐々に減少していたが、昭和55年には一時増加したものの、その後再び漸減傾向となっている。

中でも高齢人口（65歳以上）が増加しており、高齢化率（65歳以上人口の割合）は令和2年には40.9%を示し、全国平均値を上回っている。



出典：国勢調査（各年10月1日現在）

4. 道路の位置等

本市における主な幹線道路としては、市街地から北へと伸びる国道 127 号、また、市街地から東方面へと伸びる国道 128 号、市街地より南へと伸びる国道 410 号が挙げられる。

国道 127 号については、千葉・木更津方面への主要道路である。春・夏の観光シーズン、盆・正月の帰省時期には、混雑・渋滞が生じる箇所がある。平成 19 年には館山自動車道及び富津館山道路が全線開通したことにより、国道 127 号に富浦 IC が接続され、千葉・木更津方面へのアクセス時間の大幅な短縮、国道 127 号における混雑・渋滞が緩和された。

国道 128 号は市街地から東へ伸び、南房総市を抜け外房地域に通じている。国道 127 号と同様、観光シーズンなどには混雑・渋滞が生じる箇所がある。

国道 410 号については、市街地から南方面へ、山間部、漁村地域を経て、南房総市へと延びている。

市内の道路はこれらの道路を骨格とし、県道、市道等が接続して道路網を形成している。

5. 鉄道、港湾の位置等

(1) 鉄道

東日本旅客鉄道(株)の内房線が開通している。南房総市富浦町から館山市中央部へさらに南房総市千倉町へと伸びている。市内には駅が 3 か所あり、すべて地上駅舎である。線路については君津～安房鴨川間はすべて単線である。

(2) 港湾

市内にある港湾施設は館山港の 1 か所のみであり、東京湾の入り口、館山湾の奥に位置する天然の良港である。同港の岸壁は水深 4.5m～5.5m、載貨重量トン数が 700～2,000 重量トンの船舶が対象である。

6. 自衛隊施設

自衛隊施設は、海上自衛隊館山航空基地が東京湾の入り口、館山湾の南側に所在する。当基地には第 21 航空群、館山情報保全派遣隊、館山システム通信分遣隊、千葉地方協力本部館山分駐所が所在している。

7. その他

(1) 観光客

本市には、令和 2 年 1 月から 12 月までの 1 年間で延べ約 1,279 千人の観光客が市内の観光施設等を訪れており、目的別にみると、遊園地等の一般観光が 565 千人と最も多く、全体の約 44 パーセントを占めた。

また、観光客入込は、平成 30 年までは増加傾向であったが、令和 2 年はコロナ禍の影響により大幅な減少となった。

【目的別観光客入込状況】

単位:千人(館山市の統計2021)

年次	総数	文化観光			産業観光		スポーツ観光					一般観光				
		計	寺社参詣	文化財等見学	計	果物狩り等	計	海水浴	サーフィン	ゴルフ	スポーツイベント	計	遊園地	花見・花摘み	各種催物	その他
令和2	1,279	466	272	194	25	25	223	不開設	110	102	11	565	137	21	37	370

(2) 夜間、昼間人口等

令和2年の館山市の夜間、昼間人口及び就業者数は、以下のとおり。

【夜間、昼間人口】

単位:人(令和2年国勢調査)

夜間人口	昼間人口	流入人口	流出人口	流入超過人口	昼間人口指数 (夜間人口100)
45,153	46,470	6,221	4,904	1,317	102.9

【就業者数】

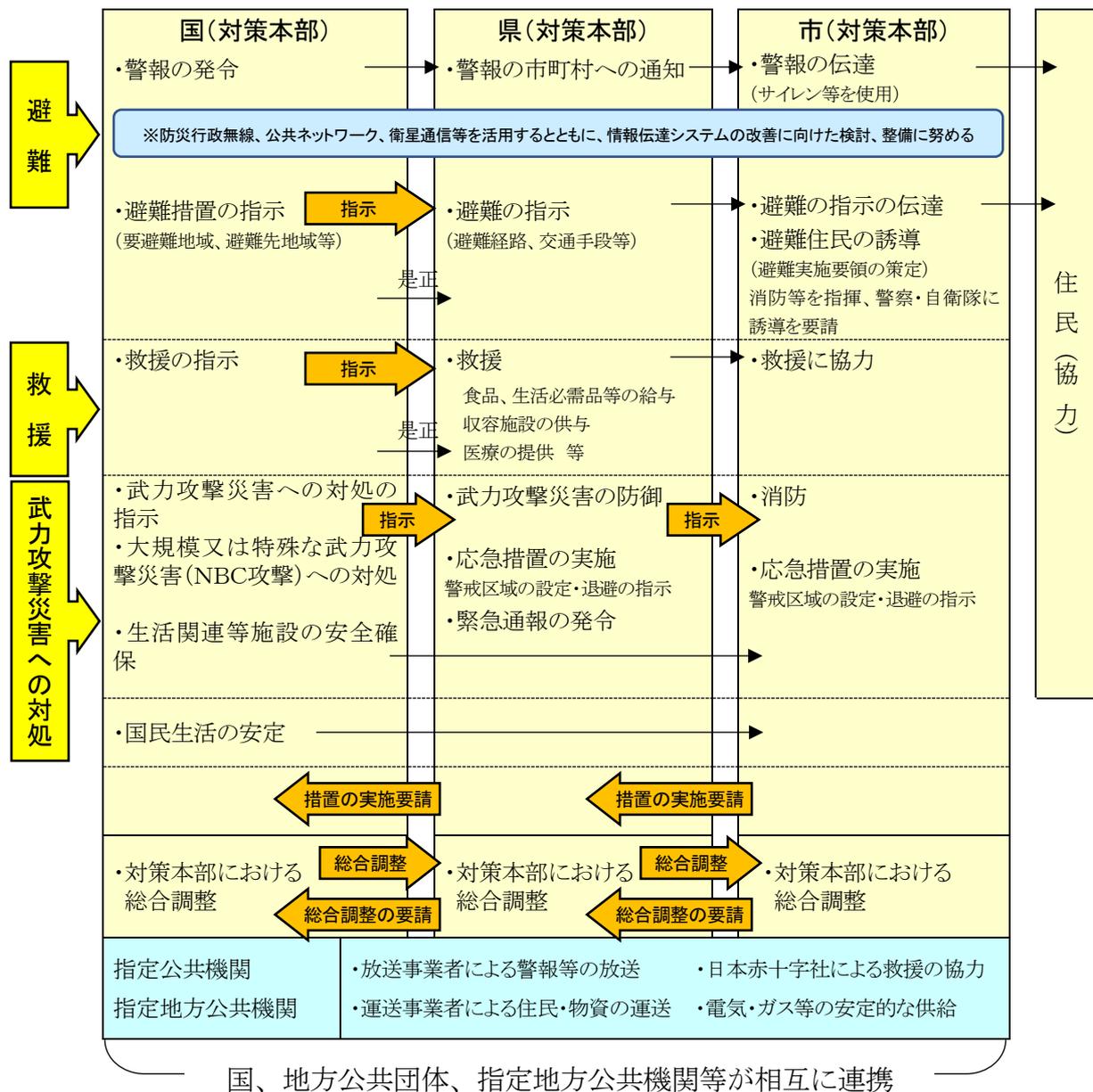
単位:人(令和2年国勢調査)

区分	総数	第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能の産業
就業者数	19,764	1,400	2,579	15,365	420

第5章 市、県の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】



1. 市、県の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県はおおむね次に掲げる業務を処理することとされている。

【市の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
館山市	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護計画の作成 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6. 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7. 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 8. 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 9. 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

※【県の事務】（県国民保護計画より）

機関の名称	事務又は業務の大綱
千葉県	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護計画の作成 2. 国民保護協議会の設置、運営 3. 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4. 組織の整備、訓練 5. 警報の通知 6. 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置、その他の住民の避難に関する措置の実施 7. 救援の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8. 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害への対処に関する措置の実施 9. 国民生活の安定に関する措置の実施 10. 交通規制の実施 11. 武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東管区警察局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2. 他管区警察局との連携 3. 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4. 警察通信の確保及び統制
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2. 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3. 非常事態における重要通信の確保 4. 非常通信協議会の指導育成
関東財務局千葉財務事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地方公共団体に対する災害融資 2. 金融機関に対する緊急措置の指示 3. 普通財産の無償貸付 4. 被災施設の復旧事業費の査定の立会
関東信越厚生局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援等に係る情報の収集及び提供
千葉労働局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災者の雇用対策
農林水産省関東農政局 千葉農政事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急用食料調達・供給支援 2. 農業用ダム等の安全確保 3. NBC（核・生物・化学兵器）攻撃等による汚染農産物の安全確認 4. 家畜保護による配慮 5. 農林水産業に係る被害拡大防止 6. 農林水産業関係施設の応急の復旧 7. 食料等の価格・供給の安定に必要な措置 8. 被災農林漁業者への資金の融通に関する措置
関東森林管理局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 救援物資の円滑な供給の確保 2. 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3. 被災中小企業の振興
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2. 港湾施設の使用に関する連絡調整 3. 港湾施設の応急復旧
東京管区气象台	<ol style="list-style-type: none"> 1. 気象状況の把握及び情報の提供
千葉海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2. 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3. 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4. 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5. 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
陸上自衛隊下志津駐屯地	<ol style="list-style-type: none"> 1. 国民保護等派遣部隊による救助・消防・水防活動及び救援物資の輸送等に関すること

【指定公共機関・指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
放送事業者	1. 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示解除を含む。）の内容並びに緊急通知の内容の放送
鉄道事業者	1. 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
バス事業者	1. 避難住民の運送の確保
トラック事業者	1. 緊急物資の運送の確保
電気通信事業者	1. 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2. 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取り扱い
電気事業者	1. 安定的な電力供給の確保
ガス事業者	1. 安定的な燃料供給の確保
郵政事業を営む者	1. 郵便の確保
病院その他の医療機関	1. 医療助産等救護活動の実施
日本赤十字社	1. 救援への協力 2. 外国人の安否情報の収集、整理及び回答

第2編 武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処

第1章 平素からの備え

第1 組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制の整備を図る必要があることから、以下のとおり、市の平素の業務、市の体制、職員の参集基準等について定める。

1. 市における平素の業務

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

【市における平素の業務】

- ・市国民保護（緊急処理事態）対策本部に関すること
- ・市国民保護協議会に関すること
- ・市国民保護計画の見直しに関すること
- ・避難マニュアルの策定に関すること
- ・住民の避難誘導體制の整備に関すること
- ・警報等の伝達体制の整備に関すること
- ・物資及び資材の備蓄等に関すること
- ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
- ・避難所の運営体制の整備に関すること
- ・非常通信体制の整備に関すること
- ・国民保護に係る研修及び訓練に関すること
- ・特殊標章等の交付体制の整備に関すること
- ・安否情報及び被災情報の収集、提供体制の整備に関すること
- ・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全、避難誘導等の支援体制の整備に関すること
- ・保育園における園児等の安全、避難誘導等の体制の整備に関すること
- ・学校等における園児・児童・生徒等の安全、避難誘導等の体制の整備に関すること
- ・死体の処理、埋葬、火葬体制の整備に関すること
- ・廃棄物処理体制の整備に関すること
- ・武力攻撃災害の復旧体制の整備に関すること
- ・国民保護に関する各部課間の調整に関すること
- ・その他、国民保護に関すること

※ 国民保護に関する業務の総括、各部課間の調整、企画立案等については、危機管理部長、危機管理課長が行う。

2. 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、防災体制における宿日直体制を活用し、24時間即応体制を確保する。

(3) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、以下の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【体制判断基準】

事態の状況	対策本部設置の通知	体制の判断基準	体制
国による 事態認定前		市の全部課での対応は不要 (情報収集等の対応が必要な場合)	A
		市の全部課での対応が必要 (必要な措置を迅速に実施する必要がある場合)	B
国による 事態認定後	国から市国民保護対策本部設置の通知がない場合	市の全部課での対応は不要 (情報収集等の対応が必要な場合)	A
		市の全部課での対応が必要 (必要な措置を迅速に実施する必要がある場合)	B
	国から市国民保護対策本部設置の通知を受けた場合	市の全部課での対応が必要 (対策本部設置の通知を受けた場合)	C

【体制・参集基準】

体制		職員参集基準
A	市国民保護等連絡室体制	危機管理課・事態関係課職員が参集
B	市国民保護等緊急対策本部体制	原則として、全ての市職員が参集 ※具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断
C	市国民保護対策本部体制	全ての市職員が参集

※市国民保護等連絡室は、危機管理部長が設置し、速やかに市長に報告する

※市国民保護等緊急対策本部は、市長が設置する

※市国民保護対策本部は、内閣総理大臣の通知に基づき市長が設置する

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び国民保護担当職員は、防災体制に準じ、参集時の連絡手段として、常時、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、代替職員を定めるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長、市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとし、

市対策本部員の代替職員については、各部内であらかじめ順位を定める。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員の順位】

- 市対策本部長 第1位 副市長
- 第2位 教育長
- 第3位 危機管理部長

※第4順位以降は、危機管理部長を除き、「館山市長の職務を代理する職員を定める規則」（平成19年規則第8号）による

- 市対策副本部長 第1位 危機管理部長

※第2順位以降は、危機管理部長を除き「館山市長の職務を代理する職員を定める規則」（平成19年規則第8号）による

(6) 職員の服務基準

市は、(3) A、B、Cの体制ごとに、参集した職員が行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合には、防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、以下のアからウについて措置し、エについてはその措置に努めるものとする。

- ア．交代要員の確保その他職員の配置
- イ．燃料等の備蓄
- ウ．自家発電設備の確保
- エ．関係職員の食料及び仮眠設備等の確保

3. 消防機関（常備消防及び消防団）の体制

(1) 常備消防における体制

常備消防は、市における参集基準等と同様に、常備消防における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、常備消防における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における常備消防との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、常備消防における参集基準等を参考に、消防団における初動体制を整備するとともに、団員の参集基準を定める。

4. 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応する総合的な窓口を市国民保護対策本部に開設するとともに、手続項目ごとに、担当部課が処理する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

救済手続	左の内容
損失補償 (法第 159 条第 1 項)	特定物資の収用に関する事。 (法第 81 条第 2 項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第 81 条第 3 項)
	土地等の使用に関する事。 (法第 82 条)
	応急公用負担に関する事。 (法第 113 条第 1 項・5 項)
損害補償 (法第 160 条)	国民への協力要請によるもの (法第 70 条第 1・3 項、80 条第 1 項、115 条第 1 項、123 条第 1 項)
不服申立てに関する事。 (法第 6 条、175 条)	
訴訟に関する事。 (法第 6 条、175 条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、館山市公文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

(3) 市町村の組織の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化（宿日直により、速やかに市長及び国民保護担当職員へ連絡がとれる体制も含む。）を図るなど、24 時間即応可能な体制の整備を行うほか、職員の配置及び参集基準等の整備を行うものとする。

また、国民の権利利益の救済の手続等について迅速な対応ができるよう担当課を定めるなど、体制の整備に努めるものとする。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1. 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2. 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の担当部署及び連絡先（担当部局名、所在地、電話番号（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 警察署との連携

市は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察署と必要な連携を図る。

3. 近接市町村との連携

(1) 近接市町村との連携

市は、近接市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の千葉県広域消防相互応援協定の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、常備消防のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

また、消防団は、武力攻撃災害時等において、消防長、消防署長の所轄の下、常備消防と緊密に連携して活動しなければならないため、平素から、常備消防及び市と意見交換等を行い、緊密な連携を図る。

4. 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5. 自主防災組織等に対する支援

(1) 自主防災組織、町内会等に対する支援

市は、自主防災組織及び町内会に対する訓練等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、自主防災組織等と消防団・市等との間の連携が図られるよう配慮する。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会、民生委員その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、避難行動要支援者の迅速な避難等には地域住民らによる支援が不可欠であることから、避難行動要支援者が自ら地域に溶け込め、地域住民が互いに助け合えるような環境づくりのため、市は、防災と連携した訓練などの防災活動を通じ、民生委員や社会福祉協議会が進めている地域福祉ネットワークづくりを支援する。

第3 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1. 通信の確保

(1) 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会（※）との連携に十分配慮する。

※ 非常通信協議会：電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

(3) 市における通信の確保

市は、武力攻撃事態における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び同報系（※）その他の防災行政無線の的確な整備・運用に努めることとし、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

※ 同報系防災行政無線：市町村役場と屋外拡声子局や各家庭の戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム

第4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の体制整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

運 用 面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2. 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障害者、乳幼児、外国人等といった要配慮者に対する伝達に配慮する。

(2) 防災行政無線の整備

市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる防災行政無線の整備を図る。

また、防災行政無線の整備に当たっては、国による全国瞬時警報システム（J-ALERT）との連携を図る。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達

するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

(4) 警察署等との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成 17 年 7 月 6 日付消防運第 17 号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3. 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び収集・報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、原則として、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第 1 条に規定する様式第 1 号及び第 2 号の安否情報収集様式により収集し、安否情報システムを用いて県に報告する。

また、国民保護法第 94 条第 1 項及び第 2 項に規定する安否情報を、安否情報省令第 2 条に規定する様式第 3 号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

なお、安否情報の収集等については、国民保護法、同施行令、安否情報省令、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、住民の個人情報の保護に十分留意する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|--|
| <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <ul style="list-style-type: none">① 氏名② <u>フリガナ</u>③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ <u>住所（郵便番号を含む。）</u>⑥ 国籍⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）⑧ <u>負傷（疾病）の該当</u>⑨ <u>負傷又は疾病の状況</u>⑩ <u>現在の居所</u>⑪ <u>連絡先その他必要情報</u>⑫ <u>親族・同居者への回答の希望</u>⑬ <u>知人への回答の希望</u>⑭ <u>親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意</u> <p>2 死亡した住民
（上記①～⑦に加えて）</p> <ul style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ <u>遺体が安置されている場所</u>⑩ <u>連絡先その他必要情報</u>⑪ <u>①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意</u> |
|--|

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）を把握する。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関（※）について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

※ 収集に協力を求める可能性のある関係機関

医療機関、学校、大規模事業所、警察署、消防署、その他

4. 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

なお、被災情報の収集等については、国民保護法、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、住民の個人情報の保護に十分留意する。

【被災情報の報告様式】

令和 年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
令和 年 月 日 時 分							
〇〇市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 令和 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
地区名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を1人ずつ記入してください。

地区名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁、警察及び常備消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

また、NBC攻撃への対応に関する研修は、国や県の動向を踏まえ対応する。

2. 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、警察署、海上保安部、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア. 市国民保護対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市国民保護対策本部設置運営訓練
- イ. 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ. 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア. 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- イ. 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、町内会・自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障害者その他特に配慮を要する者といった避難行動要支援者への的確な対応が図られるよう留意する。

とりわけ、地域住民の高齢化により、住民の避難誘導等には次代を担う若い世代の住民の協力が不可欠である。そのため、市は、若い世代の住民の積極的な参加が得られるよう努める。
- ウ. 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ. 市は、町内会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ. 市は、県と連携し、大規模集客施設等、多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、地域防災計画等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ. 市は、警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。
- キ. 市は、常備消防、消防団が参加する国民保護措置についての訓練を行う場合、住民の避難誘導や武力攻撃災害を想定し、常備消防と消防団が緊密に連携した訓練を実施する。

第6 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1. 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料】

- 住宅地図
(人口分布、世帯数、年齢構成、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(避難経路として想定される国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 運送力のリスト
(鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する運送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧及び協定
- 町内会・自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(消防本部・消防署の所在地等の一覧、消防団長等の消防団員の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者名簿
- ヘリコプター発着場のリスト

(2) 隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障害者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している避難行動要支援者名

簿を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「救援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

(6) 自衛隊施設周辺の避難に係る国との連携

市は、自衛隊施設の防衛拠点としての特性を踏まえ、避難施設、避難経路及び運送手段の確保ができるよう平素から国と密接な連携を図る。

2. 避難実施要領のひな形の作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、以下に留意し、複数の避難実施要領のひな形をあらかじめ作成する。

※ひな形作成の際の留意事項

- 想定される事態別に作成（武力攻撃事態、緊急処理事態の類型別）
- 避難行動要支援者の避難方法に配慮
- 季節の別に配慮
- 時期別の観光客に配慮
- 昼間人口に配慮
- 交通渋滞の発生状況等に配慮

3. 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を市において行うこととされた場合や市が県の行う救援を補助する場合にかんがみて、市の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4. 運送事業者の運送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の運送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等

を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の運送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市の区域の輸送に係る運送事業者の運送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

ア. 運送力に関する情報

- ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法など

イ. 輸送施設に関する情報

- ① 道路(路線名、起点・終点、幅員、トンネルや橋梁の有無、管理者の連絡先など)
- ② 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
- ③ 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)

(2) 運送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5. 運送事業者との連携体制の整備等

市は、県と連携し、公共交通機関の運行時間外においても迅速に避難住民等の運送が実施できるよう、運送事業者である指定公共機関等と、平素から連携体制の整備に努める。

なお、避難の際の運送手段は、県が事態の状況に応じて運送事業者と調整し、市に通知される。各運送手段の一般的な特性等は次表のとおり。

	特 性	選定における留意事項
道路(※)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況の変化に即応できる可能性がある ・交通の集中する道路では、渋滞が発生 ・武力攻撃に対して脆弱 	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル等の警戒・応急復旧 ・道路規制の的確な実施
鉄道(JR内房線)	<ul style="list-style-type: none"> ・安定した大きな運送力 ・長距離の運送に適している ・移動が線路に限られる ・鉄道施設の損傷により運行に影響が出る 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設の警戒や応急復旧 ・運行不能の場合の代替手段の確保措置
海路(関係機関等船舶)	<ul style="list-style-type: none"> ・低速だが、長距離で大きな運送力 ・気象の影響を受ける ・港湾施設の能力に制約される ・攻撃目標になった場合危険を伴う 	<ul style="list-style-type: none"> ・海上の安全確保について、関係機関との十分な協議が必要 ・港湾施設の警戒・応急復旧
空路(関係機関等ヘリコプター)	<ul style="list-style-type: none"> ・高速で長距離の運送が可能 ・孤立地域にアクセス可能 ・気象の影響を受ける ・運送量が制約される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘリコプター発着場の確保 ・天候や地形に留意

※ 指定公共機関等(バス、トラック)、市・消防・警察・自衛隊等車両、自家用車両

6. ヘリコプター発着場

事態発生時には、自衛隊、海上保安庁等によるヘリコプターを使用した物資等の搬

送、負傷者の搬送、避難住民の搬送等を行うことが想定される。この場合のヘリコプター発着場は、館山市地域防災計画に準じることとする。

なお、市は、平素から、自衛隊等と緊密に連携を図りながら、発着場について適地の選定、見直しを行うとともに、発着場の周辺樹木の伐採など発着場の整備に努める。

7. 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

8. 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

【施設の種類及び所管省庁】

国民保護法 施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省
	2 号	ガス工作物	経済産業省
	3 号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4 号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5 号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6 号	放送用無線設備	総務省
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8 号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9 号	ダム	国土交通省
	10 号	危険物質等の取扱所 (※)	各省庁 (主務大臣)
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁
	2 号	毒劇物 (毒物及び劇物取締法)	厚生労働省
	3 号	火薬類	経済産業省
	4 号	高圧ガス	経済産業省
	5 号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	6 号	核原料物質	原子力規制委員会
	7 号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制委員会
	8 号	毒劇薬 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)	厚生労働省、農林水産省
	9 号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10 号	生物剤、毒素	各省庁 (主務大臣)
	11 号	毒性物質	経済産業省

※国民保護法施行令第 28 条各号に規定する施設

第7 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1. 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされている。

また、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられる安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等については、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等に努めるものとされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

※【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2. 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

また、上水道施設を管理する三芳水道企業団に対し、上記事項に努めるよう要請

する。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

3. 平素からの住民自らの備蓄について

県及び市が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、県及び市は、住民が平素から自ら備蓄するよう啓発していく。

第8 医療救護体制の整備

武力攻撃災害の発生時には、多数の負傷者等の発生が予想され、また、NBCによる攻撃を受けた際は、特殊な治療等も要求される。

このため、市、県、医療機関、消防機関等の関係機関が密接に連携し、的確かつ迅速な医療活動が出来るよう、医療救護体制の整備の確立について、県国民保護計画に準じ、以下のとおり定める。

1. 初期医療体制の整備

市は、県の主動のもと、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等と協議して、救護所の設置及び医療救護班の派遣を行うための計画をあらかじめ定める。この場合において、応急救護物資の供給など救護所を支援するため、保健所（健康福祉センター）等を利用した地域保健医療救護拠点を整備する。

消防本部は、医療機関または他の消防本部と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図る。

また、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、県及び市は、防護服等資機材の整備を進める。

2. 後方医療体制の整備（県国民保護計画より）

県は、救護所や救急医療機関では対応できない重傷者等を収容・治療するため、武力攻撃災害時には地域防災計画に規定する災害拠点病院を後方医療施設の中核的な医療機関とし、受け入れ体制を整備するものとする。

また、災害拠点病院となっていない県立病院においても、これに準じた体制を整備するとともに、中核的な医療機関として活動するものとする。

さらに、必要に応じ、県医師会の協力を得て、傷病者等を受け入れる災害医療協力病院等の確保を図る。

（参考）

安房地域における災害拠点病院：医療法人鉄蕉会亀田総合病院、社会福祉法人太陽会安房地域医療センター（令和4年4月1日現在）

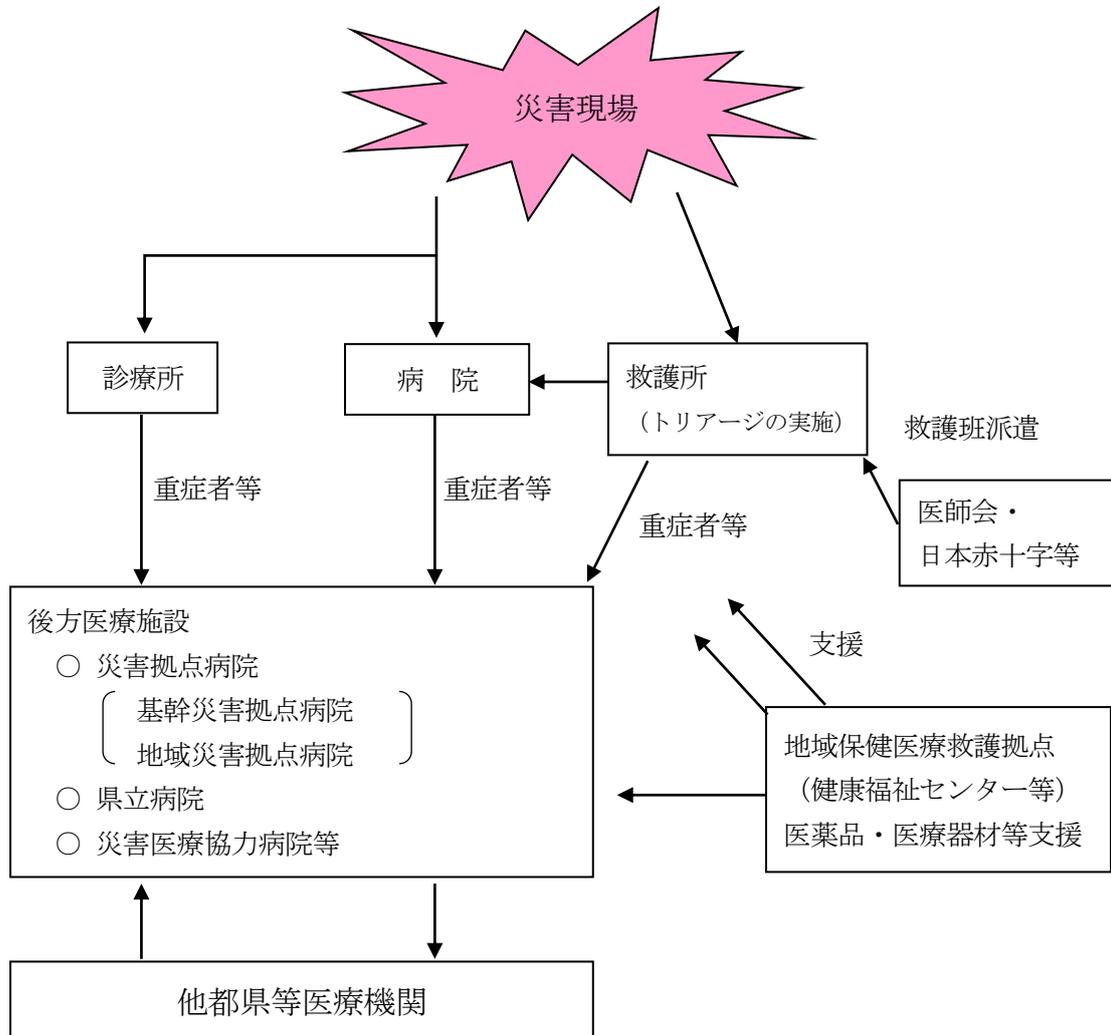
3. 広域的医療体制の整備（県国民保護計画より）

県は、「武力攻撃災害」の広域性及び石油コンビナートが多数立地している本県の特殊性を考慮し、医療救護班の派遣、患者の受入、医薬品等の供給、連絡体制等、武力攻撃災害時の広域的な医療救護体制を整備するものとする。また、国、他都県等と協力した広域的な医療救護体制を整備する。

4. 傷病者搬送体制の整備（県国民保護計画より）

県は、医療機関及び消防本部（局）と連携し、救急車、ドクターヘリコプター及び千葉市消防ヘリコプターを活用した、武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備する。

【武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ】



第9 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人などいわゆる要配慮者は武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難又は障害が存するため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1. 要配慮者に関する配慮

市は、要配慮者について、以下のとおり配慮する。

- ア. 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- イ. 生活支援のための人材確保
- ウ. 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- エ. 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- オ. 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
- カ. 避難施設または居宅への必要な資機材の設置又は配布
- キ. 避難施設または居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- ク. 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入要請の実施

2. 避難行動要支援者の支援

市は、避難行動要支援者に対し、迅速、的確に対応するため、市対策本部に救援班を設置する。

主な目的は、武力攻撃事態等において、市福祉関係課、自主防災組織、民生委員等から、要援護者に関する住所、連絡先等の情報を収集、整理し、避難行動要支援者の警報等の伝達、避難誘導の支援にあたること、さらに、被災現場、避難所等にて避難行動要支援者の支援にあたることである。

この救援班は、民生委員等の福祉関係者と密接な関係にある市の福祉関係課職員を主として構成する。

なお、避難行動要支援者に関する情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、避難行動要支援者の個人情報の保護に十分留意する。

また、市は、自主防災組織、民生委員等と避難行動要支援者に関する情報を共有できる体制の整備に努める。

※避難行動要支援者に関する情報は、以下の関係機関から収集する。

- ①市社会福祉課、市高齢者福祉課
- ②社会福祉協議会
- ③民生委員・児童委員
- ④自主防災組織、町内会
- ⑤社会福祉施設等（*）
- ⑥その他

*社会福祉施設等

介護施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所、病院、診療所、助産所、幼稚園、養護学校、その他

3. 社会福祉施設等における配慮

ア. 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災のための施設設備の整備に努めるとともに、夜間も含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定めておくとしている。また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行うとされている。

イ. 社会福祉施設等の管理者の措置

自ら避難することが困難な者が入院し、その滞在している社会福祉施設等の管理者は、武力攻撃事態等において、以下のとおり必要な措置を講ずることとされている。

※必要な措置

拡声装置等による警報・避難方法等の伝達、職員による引率、保護者への連絡及び引渡し、避難誘導、車椅子・担架による移動補助、車両による搬送、その他

4. 児童・生徒等の避難時の配慮

学校や幼稚園等の管理者は、児童・生徒、園児等を当該学校等以外の施設に避難させる場合は、教職員等が引率して集団で避難させ、その後の状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うこととするなど、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

5. 外国人に対しての配慮

市は、外国語版の啓発パンフレットの作成や外国語版市ホームページに啓発記事を掲載することなどにより、平素から、外国人に対して、武力攻撃災害時の対応及び避難に関する知識や緊急時にはテレビ、ラジオ等により情報を得ることなどの周知に努める。

また、避難経路、避難場所等においては（一財）自治体国際化協会の「災害時多言語情報ツール」等を使用し、情報を掲示するなど、外国人に対し適切な情報を提供する。

さらに、避難所においては、必要に応じて、外国人に対する相談窓口を設置する。そのため、外国語通訳者、国際交流協会等のボランティアの把握等、支援体制の整備に努める。

6. 自主防災組織、地域住民による支援

独居の高齢者等の避難行動要支援者は、警報発令時や避難時において、警報が聞きづらい、自ら歩行することが困難であるなど、災害時に迅速な行動が取れない。よって、被害を避けるためには、自然災害における対応と同様に、自主防災組織、町内会等の地域住民による支援は欠かせない。

このため、市は、出前講座や訓練等の場を活用し、地域住民による支援体制の重要性を自主防災組織、町内会等に周知し、自主防災組織、町内会による避難行動要支援

者に関する情報の把握等、その体制整備を支援する。

7. 避難行動要支援者名簿の整備

市は、自然災害時への対応として、避難行動要支援者の避難に関する「避難行動要支援者名簿」を作成した場合は、武力攻撃やテロ発生時においても同様に、その「避難行動要支援者名簿」を活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

※避難行動要支援者名簿について

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成 25 年 8 月）参照）。

避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第 49 条の 10 において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

第10 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市が実施している出前講座など住民向けの講習会等を実施する。また、高齢者、障害者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、防災に関する啓発とも連携し、市で実施する防災訓練において国民保護措置の訓練を併せて実施したり、また、消防団及び自主防災組織の地域密着性も活かしながら、地域住民の国民保護に関する理解の促進を図る。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2. 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

また、市は、日本赤十字社、都道府県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第2章 武力攻撃事態及び予測事態への対処

第1 事態認定前の対処

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられる。

市は、事態認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、市の初動体制について、以下のとおり定める。

1. 初動時情報連絡体制

消防機関や県・他市町村からの連絡その他の情報により、市の各部課等が緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、市長、副市長及び危機管理部長へ報告するとともに、他の関係部課等へ連絡し、必要に応じ国・県の機関へ連絡する。

また、市の関係部課等は、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても市長、副市長及び危機管理部長へ迅速に報告する。

2. 市国民保護等連絡室の設置

(1) 危機管理部長は、多数の死傷者が発生したり、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、市として情報収集・分析を行うため市国民保護等連絡室を速やかに設置する。市国民保護等連絡室は、危機管理部長、危機管理課、事態関係課など、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

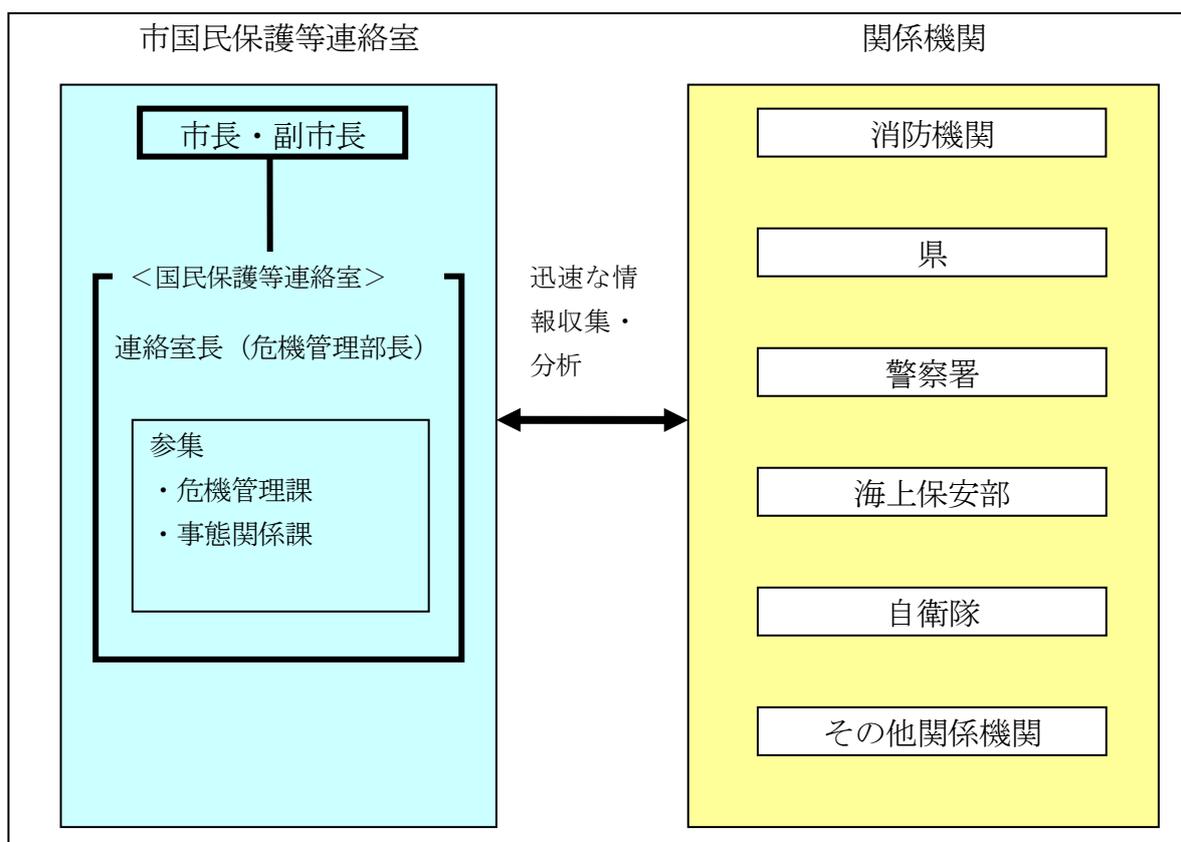
なお、市国民保護等連絡室は、国において事態認定が行われたが、事案発生場所が遠隔地であるなど本市との関連度が低い場合なども同様に設置する。

(2) 市国民保護等連絡室は、消防機関及びその他の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。この場合、市国民保護等連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場における消防機関との通信を確保する。

(3) 危機管理部長は、市国民保護等連絡室を設置した旨について、県に連絡を行う。

(4) 危機管理部長は、情報分析の結果、武力攻撃事態に該当しないことが判明した場合は、市国民保護等連絡室を廃止する。

【市国民保護等連絡室の組織構成図】



3. 市国民保護等緊急対策本部の設置

(1) 市は、国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案の疑いがある場合に、住民の生命、身体及び財産を保護するために必要な措置を迅速に実施する必要があるときは、市国民保護等緊急対策本部（以下「市緊急対策本部」という。）を速やかに設置する。

なお、市緊急対策本部は、原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ、その都度判断する。

(2) 市は、市緊急対策本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

(3) 市緊急対策本部の組織構成及び機能については、市国民保護対策本部に準じる。

※第2章武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章第2-1-(3) 市対策本部の組織構成及び機能を参照

(4) 市長は、被害状況や住民の退避状況の把握など必要と認めるときは、現地緊急対策本部を設置する。

なお、現地緊急対策本部長や現地緊急対策本部員は、緊急対策本部員その他の職員のうちから緊急対策本部長が指名する者をもって充てる。

(5) 事態認定前における初動措置

市は、市緊急対策本部において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

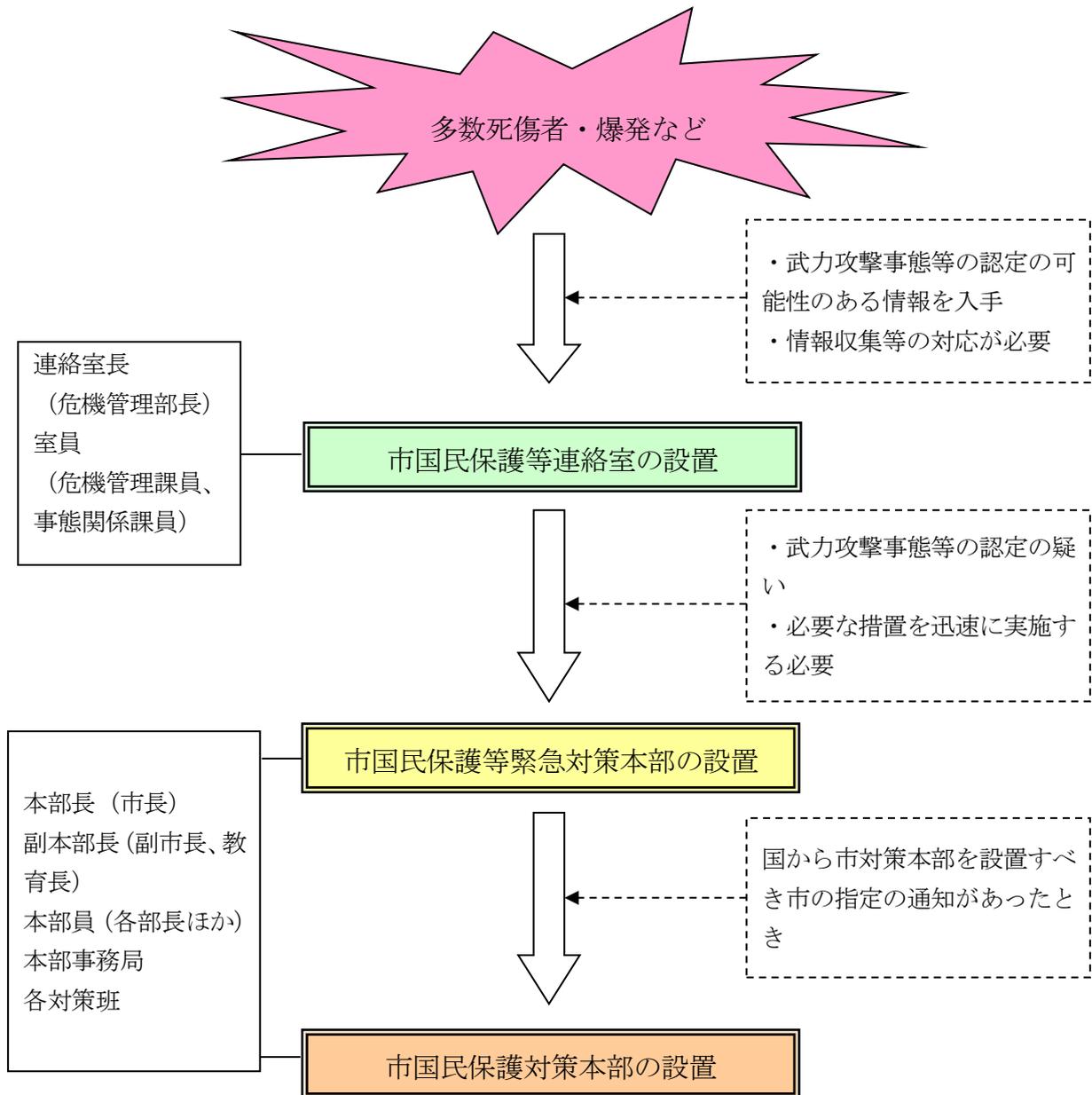
市は、警察官職務執行法、国民保護法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、市対策本部設置の要請などの措置等を行う。

(6) 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

【初動体制のイメージ】



4. 市国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 市国民保護等連絡室又は市緊急対策本部の廃止

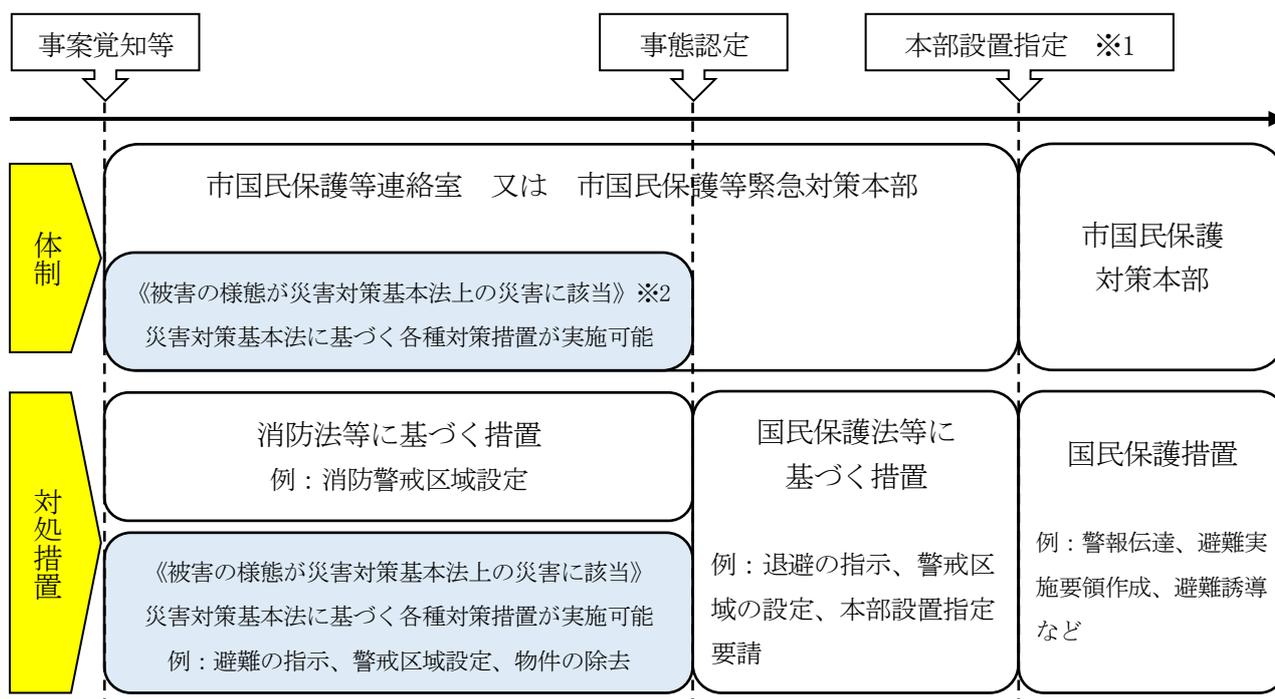
市国民保護等連絡室又は市緊急対策本部を設置した後に国において事態認定が行われ、本市に対し市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合については、直ちに市国民保護対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市国民保護等連絡室又は市緊急対策本部は廃止する。

(2) 災害対策本部からの移行

市が、事態を大規模事故として判断し、又は多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、市は、直ちに市国民保護対策本部を設置し、災害対策本部を廃止する。

また、市対策本部長は、市国民保護対策本部に移行した旨を市関係部課等に対し周知徹底する。

なお、市国民保護対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。



※ 1 事態認定と本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災・爆発、放射性物質の大量放出、船舶等の事故等とされている。

第2 市国民保護対策本部の設置等

市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を迅速に設置するため、その設置手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1. 市対策本部の設置

(1) 市対策本部を設置する場合の手順

ア. 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市対策本部を設置する。なお、事前に市国民保護等連絡室、市緊急対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替える。

イ. 市対策本部員等の参集

市対策本部事務局は、市対策本部員、市対策本部事務局員等に対し、職員向け安全安心メールや連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

ウ. 市対策本部の開設

市対策本部事務局は、市庁舎4号館危機管理課内に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。なお、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、平時から、通信手段の状態を確認しておくこととする。

また、市長は、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

エ. 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、交代要員の確保その他職員の配置、燃料等の備蓄、自家発電設備の確保等を行うとともに、関係職員の食料及び仮眠設備の確保に努めるものとする。

オ. 代替施設における本部機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等、市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり市対策本部の予備施設を指定する。

【代替施設の指定】

次に掲げる順位で、市対策本部の予備施設を指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により変更することを妨げるものではない。

1位	館山市コミュニティセンター
2位	菜の花ホール

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

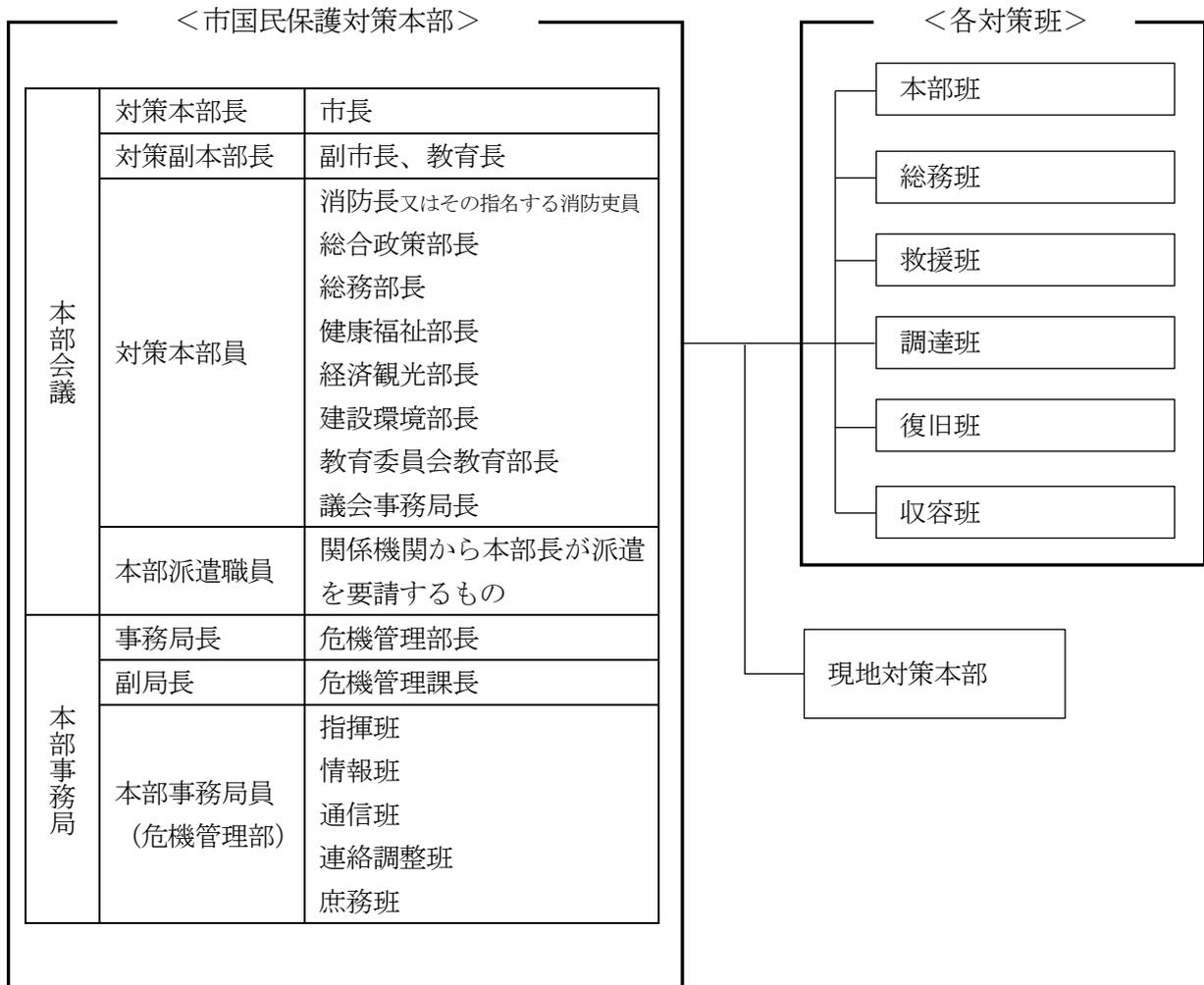
市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

(3) 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。各対策班が行う業務は、館山市地域防災計画に定める業務に準拠して実施する。

※市対策本部における決定内容等を踏まえて、各班において措置を実施する。(市対策本部には各班から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

【市対策本部の組織構成図】



【市対策本部事務局の組織構成及び分掌事務】

班名	分掌事務
指揮班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部会議の運営に関する事項 ・市対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・市対策本部長が決定した方針に基づく各対策班・地区本部・市現地対策本部・現地調整所等に対する具体的な指示 ・県等関係機関との連絡調整に関すること ・市現地対策本部の設置に関すること ・現地調整所の設置に関すること ・事務局各班の調整に関すること ・市が行う国民保護措置に関する調整 ・広域派遣要請及び受入体制の整備に関すること (他市町村・緊急消防援助隊・ボランティア等) ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請 ・県を通じた自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・他の班に属しないこと
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報の収集・伝達・記録に関すること <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難や救援の実施状況、 2. 災害への対応状況 3. その他の情報 ・市対策本部会議の資料作成・会議の記録 ・市対策本部の活動状況、国民保護措置等の記録
通信班	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線の運用に関すること ・通信回線や通信機器の確保 ・千葉県総合防災情報システムの運用に関すること
連絡調整班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部と現地との連絡調整 ・市対策本部における決定事項等の現地への伝達 ※以下と連絡調整、伝達を行う 市現地対策本部、現地調整所、消防団、地区本部
庶務班	<ul style="list-style-type: none"> ・市対策本部員や市対策本部職員のローテーション管理 ・食料及び仮眠場所の確保、その他物品の準備に関すること

【市対策本部の各対策班の主な業務】

武力攻撃事態等の類型や規模、避難先等により、国民保護措置の内容は異なるため、各対策班は市対策本部における決定内容を踏まえて活動することとなる。

また、市対策本部各対策班の主な業務は、市災害対策本部事務分掌に準じて執り行うものとするほか、状況に応じて本部内でその都度協議し、業務を執り行うものとする。

対策班名	主な業務
<p>【本部班】</p> <p>総合政策部 議会事務局</p>	<p>1 秘書に関する事項</p> <p>①対策本部長、副本部長の秘書に関すること</p> <p>②災害見舞い、視察に関すること</p> <p>2 広報に関する事項</p> <p>①被害情報等の広報に関すること</p> <p>②被害記録、写真撮影に関すること</p> <p>③報道機関との連絡調整に関すること</p> <p>3 情報システム部門における業務継続計画に関すること</p> <p>4 議会に関する事項</p> <p>①議会議員との連絡調整等に関すること</p> <p>5 その他の事項</p> <p>①寄付金に関すること</p>
<p>【総務班】</p> <p>総務部 会計局 監査事務局 選挙管理委員会事務局</p>	<p>1 職員に関する事項</p> <p>①各部の活動人員の調整に関すること</p> <p>②職員への必要物資の調達に関すること</p> <p>③職員の安否確認、健康管理に関すること</p> <p>④国、県、他自治体からの応援職員に関すること</p> <p>2 財政に関する事項</p> <p>①被害時の応急財政措置に関すること</p> <p>②国・県等の補助金に関すること</p> <p>③必要物資の購入に関すること</p> <p>3 管財に関する事項</p> <p>①本部施設及び自動車運用管理、車両借上げに関すること</p> <p>②応急措置のための土地の借上げに関すること</p> <p>4 被害調査に関する事項</p> <p>①家屋の被害調査に関すること</p> <p>②罹災証明に関すること</p> <p>5 出納に関する事項</p> <p>①救援資金等の出納に関すること</p> <p>②応急対策物資の出納に関すること</p>

対策班名	主な業務
<p data-bbox="284 488 395 521">【救援班】</p> <p data-bbox="268 562 411 595">健康福祉部</p>	<p data-bbox="496 248 802 282">1 市民生活に関する事項</p> <p data-bbox="504 286 983 320">①相談窓口、手続き窓口に関すること</p> <p data-bbox="504 324 927 358">②行方不明者の把握に関すること</p> <p data-bbox="504 362 871 396">③埋葬及び火葬に関すること</p> <p data-bbox="496 400 746 434">2 救護に関する事項</p> <p data-bbox="504 439 1011 472">①被災地区の医療救護活動に関すること</p> <p data-bbox="504 477 871 510">②救護所の設置に関すること</p> <p data-bbox="504 515 1067 548">③医療品等衛生材料の確保配分に関すること</p> <p data-bbox="504 553 983 586">④感染症予防、一般消毒に関すること</p> <p data-bbox="504 591 1011 624">⑤医療関連施設の被害状況に関すること</p> <p data-bbox="496 629 746 663">3 福祉に関する事項</p> <p data-bbox="504 667 842 701">①国民保護法に関すること</p> <p data-bbox="504 705 1153 739">②避難行動要支援者の保護、安否確認に関すること</p> <p data-bbox="504 743 1011 777">③死体の捜索、収容、安置に関すること</p> <p data-bbox="504 781 1011 815">④社会福祉施設の被害状況に関すること</p> <p data-bbox="504 819 1011 853">⑤福祉避難所の開設、運営に関すること</p>
<p data-bbox="284 1037 395 1070">【調達班】</p> <p data-bbox="268 1111 411 1144">経済観光部</p>	<p data-bbox="496 873 746 907">1 調達に関する事項</p> <p data-bbox="504 911 1011 945">①生活必要物資の調達供給に関すること</p> <p data-bbox="504 949 983 983">②救援物資の受領、保管に関すること</p> <p data-bbox="504 987 842 1021">③物資の輸送に関すること</p> <p data-bbox="496 1025 1002 1059">2 商工観光業、農林水産業に関する事項</p> <p data-bbox="504 1064 983 1097">①施設の応急対策、復旧に関すること</p> <p data-bbox="504 1102 959 1135">②在港船舶等海上被害に関すること</p> <p data-bbox="504 1140 1011 1173">③資金融資等の相談・援助に関すること</p> <p data-bbox="504 1178 983 1211">④商工被害の調査・報告に関すること</p> <p data-bbox="504 1216 983 1249">⑤農林被害の調査・報告に関すること</p> <p data-bbox="504 1254 1098 1288">⑥漁業生産施設被害の調査・報告に関すること</p> <p data-bbox="504 1292 1070 1326">⑦漁港施設等被害の調査・報告に関すること</p>

対策班名	主な業務
<p>【復旧班】 建設環境部</p>	<p>1 土木施設等に関する事項 ①復旧のための道路占有、通行制限に関すること ②がけ崩れ危険箇所の巡視、応急対策に関すること ③土木業者等への協力要請に関すること ④道路障害物の除去に関すること ⑤土木施設の応急対策に関すること ⑥家屋の浸水に対する応急措置に関すること ⑦水防活動に関すること ⑧公共土木被害の調査・報告に関すること ⑨がけ崩れ被害の調査・報告に関すること ⑩交通規制情報の調査・報告に関すること</p> <p>2 宅地・建築物・下水道施設等に関する事項 ①被災建築物の応急危険度判定に関すること ②被災宅地の危険度判定に関すること ③応急仮設住宅の建設に関すること ④市営住宅の応急対策に関すること ⑤市営住宅被害の調査・報告に関すること ⑥下水道施設の応急対策に関すること ⑦下水道施設被害の調査・報告に関すること</p> <p>3 環境衛生に関する事項 ①環境保全、公害防止に関すること ②災害・一般ごみの収集、処理に関すること ③仮設トイレの設置、確保に関すること ④し尿収集、処理に関すること ⑤清掃施設被害の調査・報告に関すること</p>
<p>【収容班】 教育部</p>	<p>1 避難に関する事項 ①避難者の誘導、把握に関すること ②避難所（場所）の巡回及び情報収集に関すること ③避難所の開設、運営、撤去等に関すること ④帰宅困難者の対応に関すること ⑤炊き出しに関すること</p> <p>2 園児、児童、生徒に関する事項 ①避難に関すること ②被災時の応急教育対策に関すること ③応急保育の実施に関すること ④学用品支給に関すること</p> <p>3 文教施設に関する事項 ①施設の応急対策に関すること ②文教施設の調査・報告に関すること</p>

(4) 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供を行うため、市対策本部における広報体制を整備する。

ア. 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において、住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

イ. 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に適切な情報を提供できる体制を整備する。

ウ. 留意事項

- ① 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応すること。
- ② 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行うこと。
- ③ 都道府県と連携した広報体制を構築すること。

(5) 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

(7) 現地調整所の設置上の留意点

ア. 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置する。

(一例)

避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行う。

イ. 現地調整所は、事態発生現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置する。

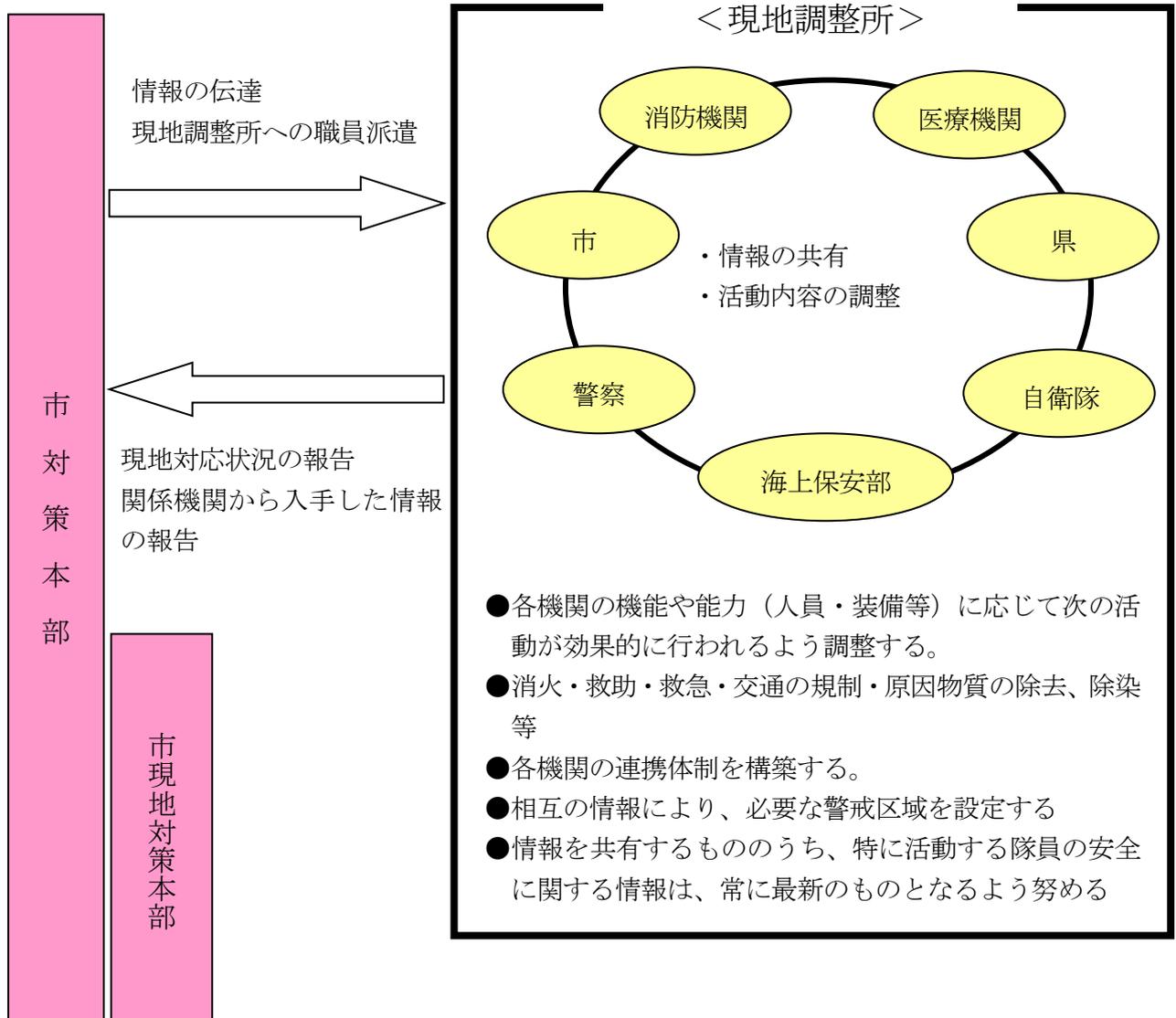
ウ. 市は、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、現地調整所において、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使する。

エ. 現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かす。

オ. 現地調整所については、国民保護措置を総合的に実施する役割の市が、積極的に設置する。他機関が既に設置している場合には、市職員を派遣する。

カ. 現地調整所においては、現場における各機関の代表者が、随時に会合を開くことで、連携の強化を図る。

【現地調整所の組織編成例】



(8) 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア. 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ. 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ. 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ. 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ. 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び都道府県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

2. 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線、若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、防災行政無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県を通じ総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

市は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2. 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

(1) 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3. 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

(1) 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

ア. 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると判断するときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣（以下「国民保護等派遣」という。）の要請を

行うよう求める。

また、通信の途絶等により知事に対する国民保護等派遣の要請の求めができない場合は、努めて当該区域を担当区域とする地方協力本部長又は当市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあつては当該区域を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあつては当該区域を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛大臣に連絡する。

イ. 市長は、国民保護等派遣を必要とするような状況が生じている場合において、知事による国民保護等派遣の要請が迅速に行われない場合、その他国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求める。

ウ. 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

4. 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

(1) 他の市町村長等への応援の要求

ア. 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

イ. 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

(2) 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア. 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

（ア）委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

（イ）委託事務に要する経費の支弁の方法、その他必要な事項

イ. 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

5. 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

(1) 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、

当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

- (2) 市は、(1)の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

6. 市の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

- ア. 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- イ. 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について、労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7. 自主防災組織等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織の長や町内会長等による警報の内容の伝達、自主防災組織の長や町内会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、ボランティア活動の希望の適否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

8. 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

ア. 避難住民の誘導及び救援等

イ. 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

ウ. 保健衛生の確保

第4 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 警報の伝達及び通知

(1) 警報の通知

ア. 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、市の出先機関、その他の関係機関等に対し、警報の内容を通知する。

(2) 警報の伝達

ア. 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段等）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体等（町内会、自主防災組織、その他）に警報を伝達する。

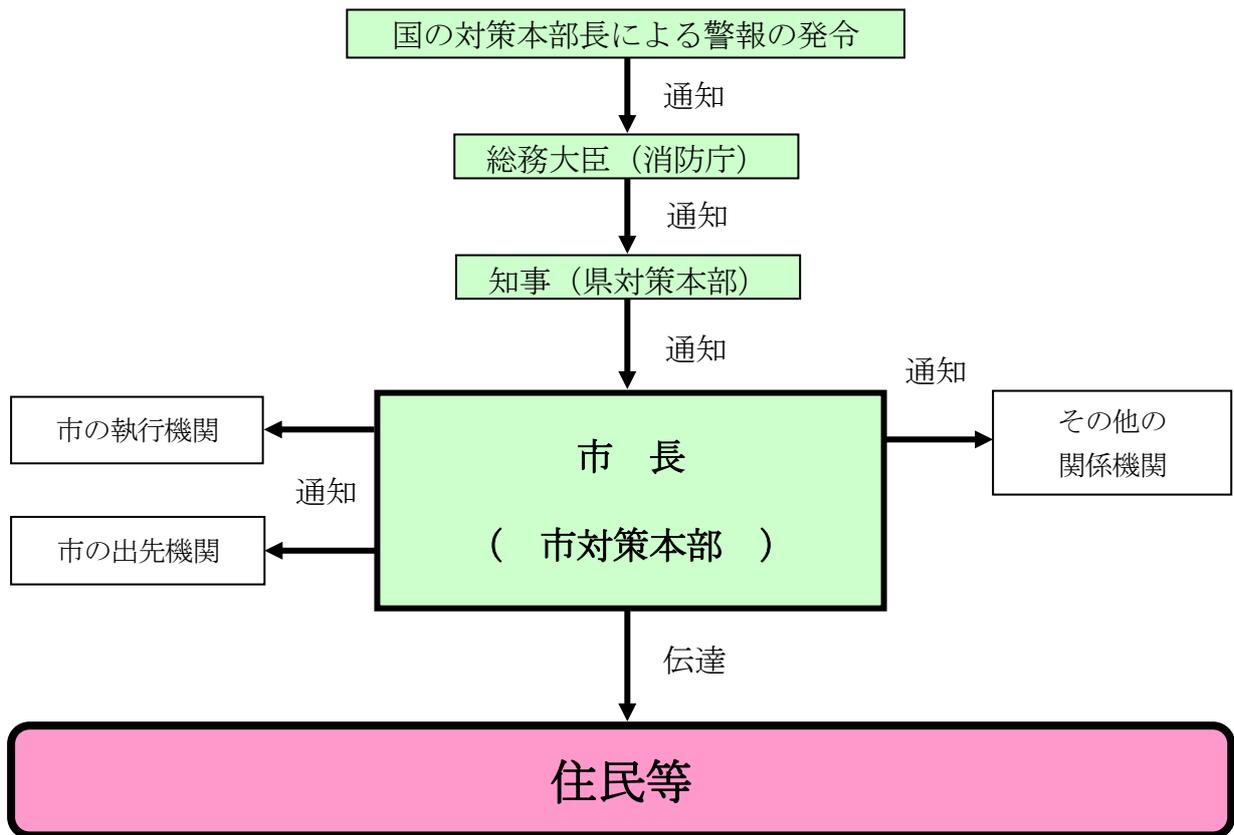
なお、伝達先には、避難行動要支援者、社会福祉施設等（※）について、特に配慮する。

※社会福祉施設等

介護施設、老人福祉施設、障害者福祉施設、児童福祉施設、保育所、病院、診療所、助産所、幼稚園、養護学校、その他

イ. 市は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、市のホームページに警報の内容を掲載する。

【市長から関係機関等への警報の伝達・通知の仕組み】



2. 警報の伝達方法等

(1) 警報の伝達要領

警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム (Em-net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム (J-ALERT) と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

ア. 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ. 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

この場合においては、原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

(2) 警報の伝達手段について

住民が警報を伝達される時は様々な状態にあり、すべての住民に警報を伝達するためには相当な時間を要する。このため、市はあらゆる手段を尽くして警報を伝達する。

なお、警報の伝達手段は以下のとおりとし、広報車の使用、消防機関による伝達、自主防災組織、町内会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

ア. 防災行政無線

イ. 市職員、消防機関、自主防災組織、町内会等を通じての、広報車、拡声器等による伝達

ウ. 館山市安全安心メール

エ. 緊急速報メール (エリアメール)

オ. たてやま安心電話、安全・安心テレフォン

カ. 館山市ホームページ

キ. テレビ・ラジオ

ク. SNS

※全国瞬時警報システム (J-ALERT) によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム (Em-net) によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(3) 警報の伝達における留意事項

市は、武力攻撃時において、防災行政無線の損傷に注意するものとし、被災により防災行政無線が損傷し、住民等に対し十分な伝達ができない場合、市職員、消防

機関により広報車、消防車、拡声器等を活用し迅速に伝達する。

(4) 社会福祉施設等への伝達における留意事項

市から防災行政無線の戸別受信機が配備されていない社会福祉施設等に関しては、基本的には屋外拡声子局により伝達することになるが、被災により十分な伝達ができない場合が想定されるため、市は、広報車、電話等を活用してその管理者等に伝達できるよう、連絡先等をあらかじめ把握する。

なお、この連絡先等については、随時見直し、追加を行い、常に最新の情報を把握する。

(5) 消防機関、自主防災組織等との連携等

市は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災組織、町内会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

(6) 警察署との連携

市は、警察署の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、警察署と緊密な連携を図る。

(7) 避難行動要支援者への配慮

警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

ア. 在宅者への配慮、自主防災組織等の協力

高齢者や障害者は、警報の伝達時に、防災行政無線等では、放送が聞きづらい、内容が分からない、ということが想定される。さらに、高齢者や障害者については避難に時間がかかることを考慮し、市長は、警報を迅速、的確に伝達できるよう配慮する。

さらに、救援班が整理した避難行動要支援者に関する情報（住所・連絡先・障害内容等）をもとに、市職員、消防機関等の巡回等により、迅速な伝達を行う。

また、市、消防機関等による伝達だけでは、迅速な伝達は困難であるため、自主防災組織、町内会等の協力による伝達は欠かせない。この場合、市は、必要に応じて、自主防災組織、町内会等に対し、避難行動要支援者に関する情報を提供し、警報の伝達の協力を要請する。

なお、避難行動要支援者に関する情報を取扱う市職員、消防機関、自主防災組織、町内会等は、個人情報保護に関する法律の規定に基づき、避難行動要支援者の個人情報の保護に十分留意する。

また、市は、自主防災組織、町内会等に対し、講習会や防災訓練等を通じ、地域

- (6) 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、その他の事項は、警報の発令の場合と同様とする。

3. 緊急通報の伝達及び通知

知事から緊急通報が発令された場合の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

※ “緊急通報”とは

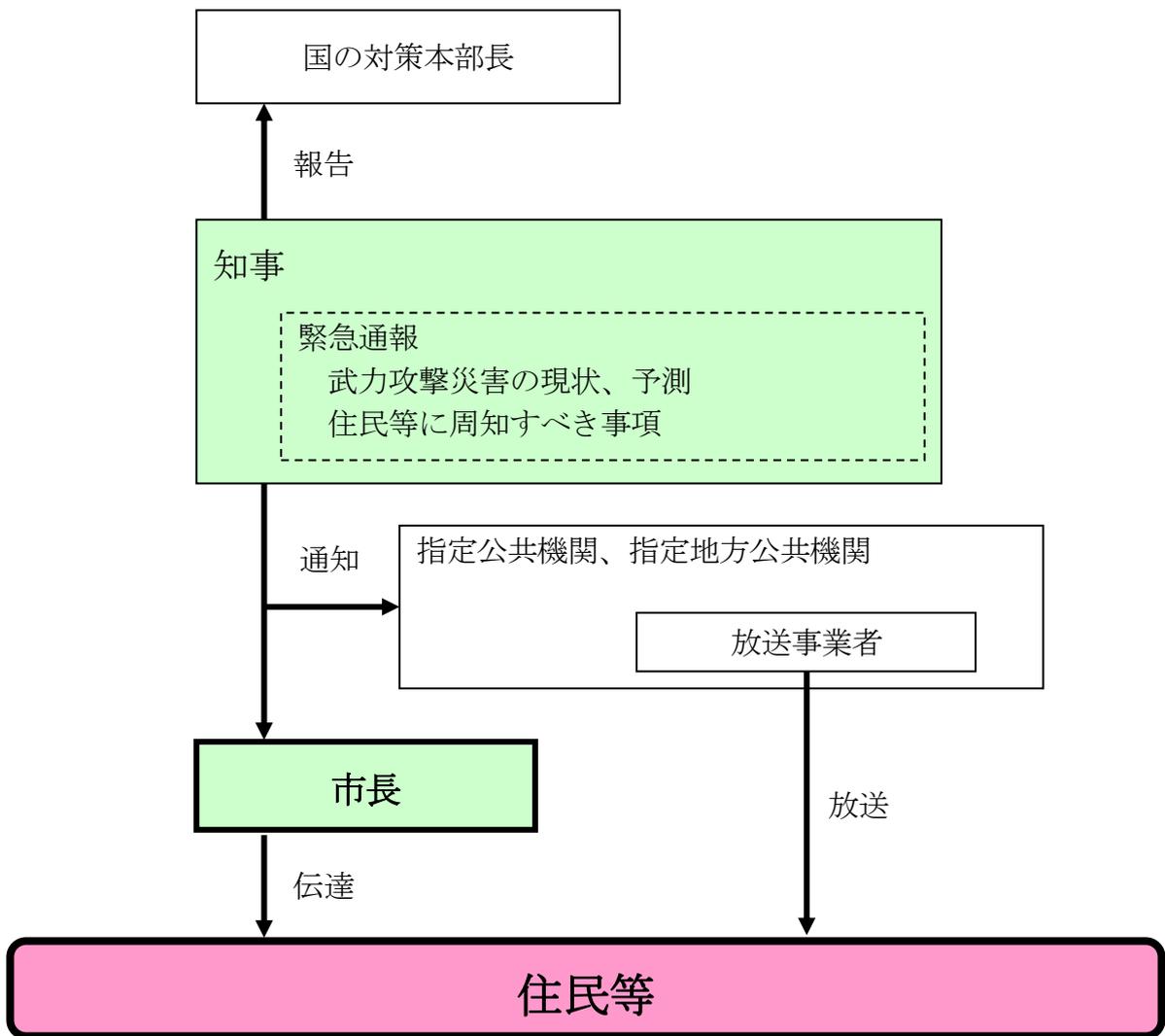
知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国による警報の発令を待たずに、速やかに緊急通報を発令することができる。

※ 緊急通報の一例

【A県A郡〇〇海岸付近において、不審なゴムボートが座礁。武装した不審な2～3人組が付近に潜んでいる模様】

- ・〇〇海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・〇〇海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオの電源を入れて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・その他不審者に関する情報等があれば、××01-〇〇02まで電話すること。

※ 緊急通報発令の概要



第5 避難住民の誘導等

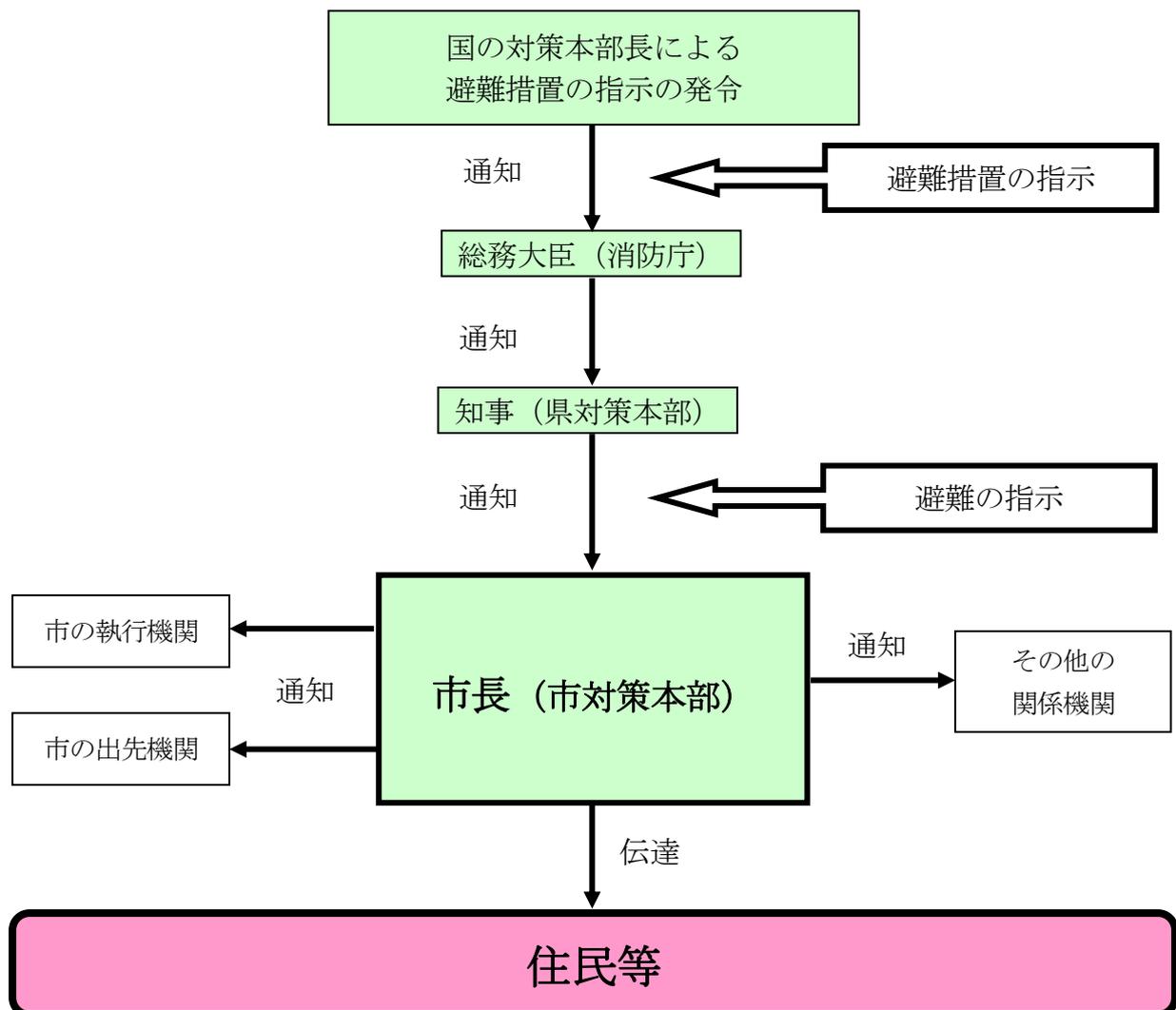
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1. 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、「第4 警報の伝達等」に準じて、その避難の指示の内容を、住民等に対して迅速に伝達する。

【市長から住民・関係機関等への避難指示の伝達・通知の流れ】



※避難の指示の内容（例） （県国民保護計画より）

避難の指示（一例）

千葉県知事

○月○日○時現在

- 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。
要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。
- 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。
- (1) A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住人の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 運送手段及び避難経路
国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成 ○便予定）
※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
※ 細部については、A市の避難実施要領による。
※ A市職員の誘導に従って避難する。
- (2) A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。
- ・ 運送手段及び避難経路
徒歩により、緊急にDD地区に移動の後、追って指示を待つ。
- ・・・以下略・・・
- (注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。

※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載。

2. 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のひな型を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、常備消防、県、警察署、海上保安部、自衛隊地方協力本部等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

また、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後、速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

なお、避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※避難実施要領に定める事項（法定事項）

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領に記載する項目

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定する。

市長は、上記法定事項、県国民保護計画に基づき、原則、次に掲げる項目を避難実施要領において定める。

ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領が簡潔な内容のものとなることもありうる。

ア. 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ. 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ. 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ. 集合時刻

集合時刻の他、避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時刻を可能な限り具体的に記載する。

オ. 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ. 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時

間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ. 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク. 高齢者、障害者、その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ. 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ. 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ. 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ. 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(3) 避難実施要領の策定の際に考慮する事項

避難実施要領の策定には、以下の点に考慮する。

ア. 避難の指示の内容を確認する。

(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)

イ. 事態の状況を把握する。

(警報の内容や被災情報の分析)

ウ. 避難住民の概数を把握する。

エ. 誘導の手段を把握する。

(屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難(運送事業者である指定地方公共機関等による運送))

オ. 輸送手段の確保について調整する。※ 輸送手段が必要な場合

(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)

カ. 要支援者の避難方法を決定する。

(避難行動要支援者名簿、救援班の設置)

キ. 避難経路や交通規制を調整する。

(具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定及び自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整)

ク. 職員の配置

(各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定)

ケ. 関係機関との調整を行う。

(現地調整所の設置、連絡手段の確保)

コ. 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整を行う。

(県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応)

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体等に、「第4 警報の伝達等」に準じて伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防長、警察署長、千葉海上保安部長、自衛隊千葉地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。

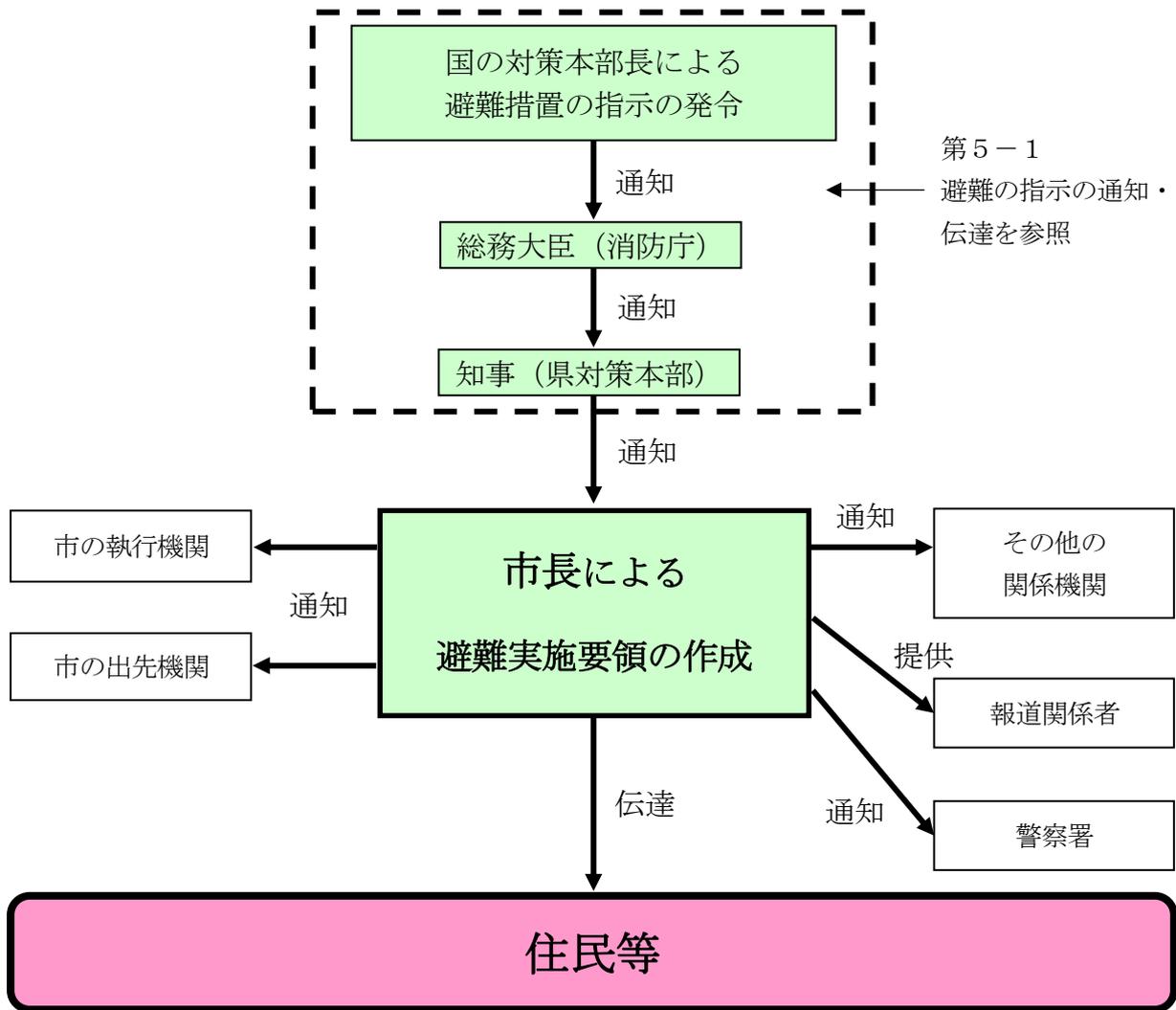
(6) 避難実施要領の内容の伝達における留意事項

市長は、避難実施要領の内容を住民等に伝達する際、防災行政無線での伝達では、住民が全事項を聞き取れない場合があると想定されるため、必要に応じて、伝達事項を各町内会集会所や避難連絡所等の掲示板に掲示するなど、的確な伝達に配慮する。

また、社会福祉施設等や、多数の者が利用する大規模集客施設等に対しては、県に協力を要請し、FAX、Eメール等を利用することにより的確に伝達する。

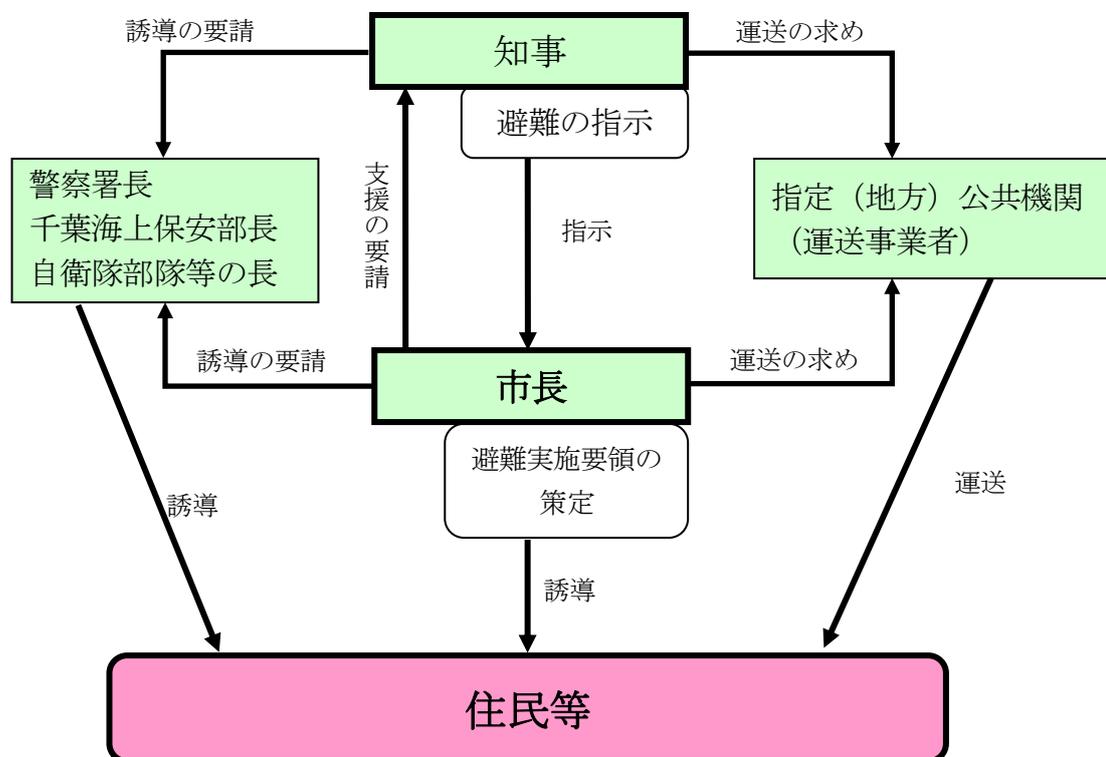
さらに、市職員、消防職団員等が避難誘導をする際に、住民等に提示するなど、あらゆる方法により住民等に周知する。

【市長から住民・関係機関等への避難実施要領の通知・伝達の流れ】



3. 避難住民の誘導

※ 避難誘導の流れ



(1) 市長による避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員、消防団長を指揮し、避難住民を誘導する。また、安房郡市広域市町村圏事務組合の長は、市の避難実施要領で定めるところにより、消防長を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、関係機関との連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板等を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 避難連絡所の設置

市長は、必要に応じて、避難経路上の要所に「避難連絡所」を設置して避難住民の問い合わせに応じたり、所要の連絡調整を行う。

(3) 常備消防による誘導

常備消防は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的に住民等の誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による輸送を行う等保有する装備を有効活用し避難住民の誘導を行う。

(4) 消防団による誘導

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、常備消防と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行う。

また、消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、常備消防と連携しつつ、自主防災組織、町内会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内の残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。

(5) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防団、常備消防のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、千葉海上保安本部長又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(6) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(7) 自主防災組織等に対する協力の要請

市、消防機関等による避難誘導だけでは、迅速な避難は困難であるため、自主防災組織、町内会の協力による避難誘導は欠かせない。

このため、市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災組織や町内会長等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

ただし、緊急の場合を除き、避難は町内会等の単位で行うものとし、自主防災組織の長や町内会長が、一時避難場所や避難所へ住民の誘導を行う。

なお、市は、平素より、講習会や防災訓練を通じて、地域住民の協力の必要性を周知し、有事の際には、地域住民の自主的な協力による避難誘導が円滑に行えるよ

う、その体制整備を支援する。

(8) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(9) 高齢者、障害者等への配慮

市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、救援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）。

（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

ア. 在宅者への配慮、自主防災組織等の協力

市長は、救援班が整理した避難行動要支援者に関する情報（住所・連絡先・要運送等）をもとに、速やかに市職員、消防機関等を派遣し、車両による運送や歩行の介助等を行う。

また、市、消防機関等による誘導だけでは、迅速な避難誘導は困難であるため、自主防災組織、町内会の協力による避難誘導は欠かせない。この場合、市は、必要に応じて、自主防災組織、町内会等に対し、避難行動要支援者に関する情報を提供し、避難誘導の協力を要請する。

なお、避難行動要支援者に関する情報を取扱う市職員、消防機関、自主防災組織、町内会等は、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、避難行動要支援者の個人情報の保護に十分留意する。

また、市は、自主防災組織、町内会等に対し、講習会や防災訓練等を通じ、地域住民の協力の重要性を周知するとともに、自主防災組織、町内会による避難行動要支援者に関する情報の把握等、その体制整備を支援する。

イ. 避難連絡所における対応

自主防災組織、町内会、避難行動要支援者の家族等の協力により避難誘導を行う際、それら支援する側の住民においても高齢化が進んでいる。そのため、避難場所や集合場所までの距離が長い場合などは、歩行介助等で誘導するのは困難な場合もある。

よって、市は、必要に応じて、避難誘導を行う関係機関及び自主防災組織、町内会等のボランティア関係団体等の協力により、避難経路の要所に設置する避難連絡所に車両、搬送用担架等を配置し、市、消防機関等と地域住民が連携し、車両、搬送用担架等を使用し避難行動要支援者の誘導を行う。

ウ. 社会福祉施設等の入所者への配慮

社会福祉施設等においては、その管理者等が歩行困難な者等に対して、車椅子や担架による移動の補助、車両による搬送などできる限りの措置を講ずることとされている。

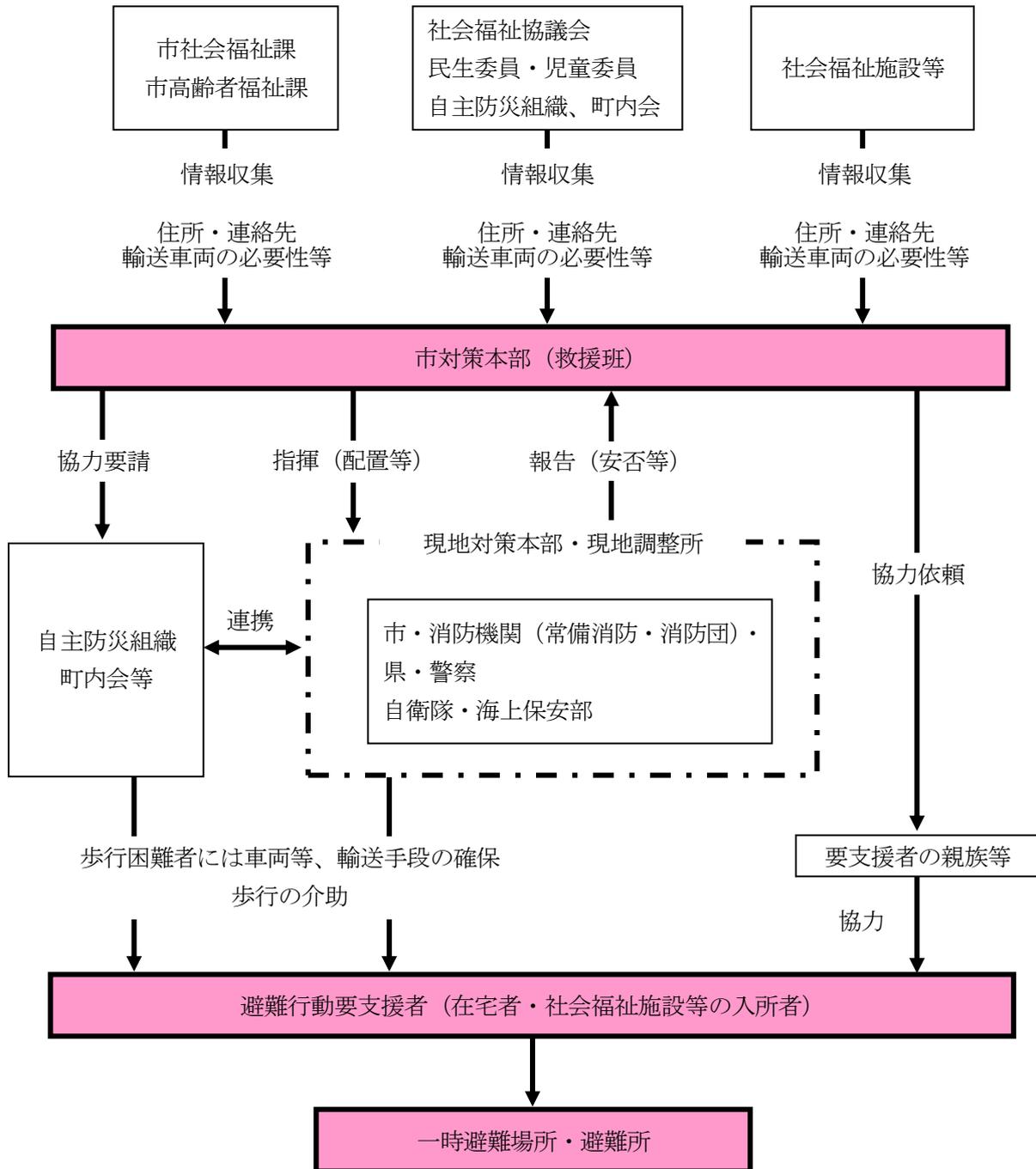
なお、多数の入所者を抱える施設では、避難誘導に相当な時間を要することから、市長は、救援班が整理した情報（要運送者数等）をもとに、速やかに市職員、消防機関を派遣し、その管理者等と協力し、車両による運送や歩行の介助等を行う。

また、施設管理者、市職員、消防機関のみによっては、十分な運送手段を確保することができない場合は、市長は、県、警察署、海上保安部、自衛隊に協力を要請する。

エ. 残留者への配慮

情報を取りまとめている救援班は、避難誘導において残留者が発生しないように、市現地対策本部、現地調整所を通じて、現場で活動する市職員、消防機関等と密接に連携し、避難誘導の状況を把握する。

【避難行動要支援者の避難誘導體制】



(9) 残留者等への対応

市は、避難の指示に従わないなどの理由で、要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(10) 被災地等における安全確保等

市は、警察署が行う被災地等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行

うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(11) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(12) 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(13) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(14) 避難住民の運送の求め等

市長は、避難住民の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあつては、都道府県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあつては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(15) 中山間地域等における住民の誘導

住民の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの観点から自家用車等の使用が困難な場合が多いと考えられるところである。

ただし、県国民保護計画では、中山間地域など公共交通機関が限られている地域などにおける住民の避難については、知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるとされている。

(16) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、

避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

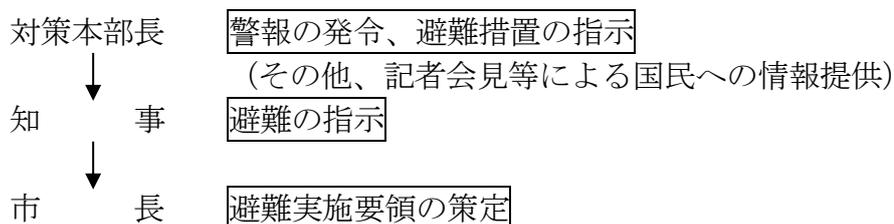
4. 想定される事態別の避難上の留意点

(1) 弾道ミサイル攻撃の場合

- ア. 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。
- イ. 当初は、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設への避難の指示がなされる。
- ウ. 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、知事からの避難の指示に基づき、避難実施要領を策定し、避難住民を誘導する。
- エ. 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

※弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

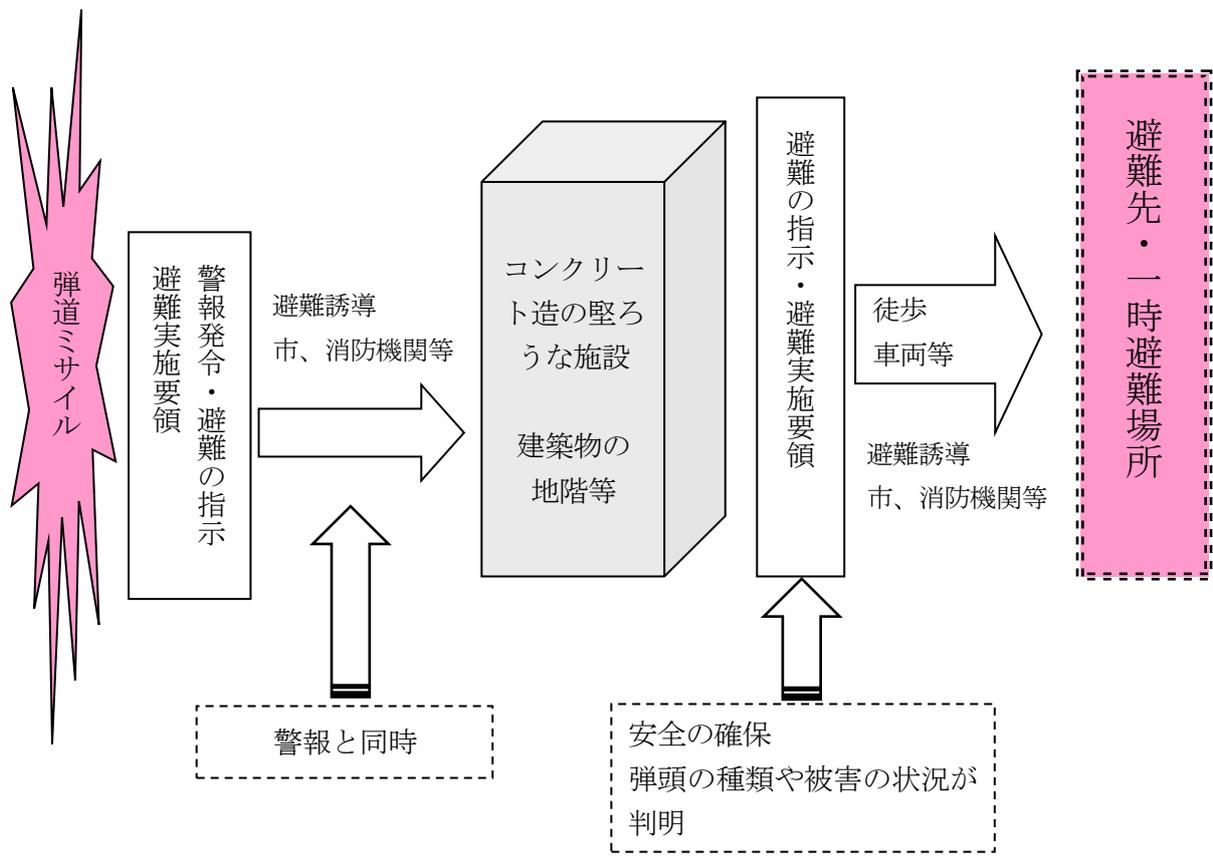
- ・対策本部長は、弾道ミサイルが発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。



(2) 航空攻撃の場合

急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとる。

(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ア. 対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施する。(この場合において、移動の安全が確保されない場合については、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる旨の避難の指示もあり得る。)
- イ. ゲリラによる急襲的な攻撃により、知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況に照らして、退避の指示、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。
- ウ. ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、住民を要避難地域の外に避難させる。
- エ. 武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させる。
- オ. 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、警察署、海上保安部、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏

まえて、避難の方法を策定する。

カ. 事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たる。

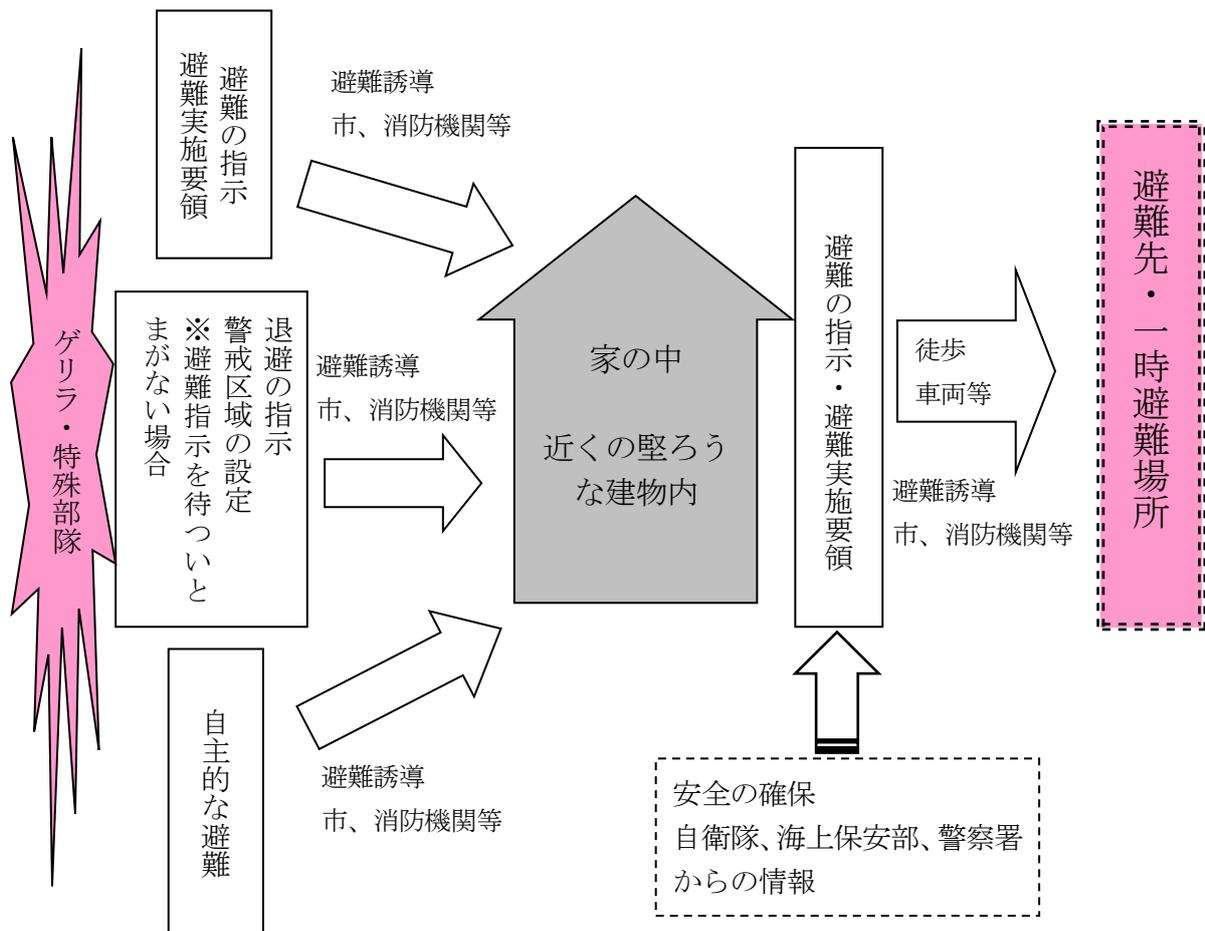
キ. 昼間の市街地において突発的に事案が発生した場合の対応

当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、警察署、消防機関、海上保安部、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

※ ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的效果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。



(4) 着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

ア. 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待つて行うこととするのが適当である。

したがって、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本とする。

イ. このため、平素から、かかる避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

(5) NBC攻撃の場合

市長は、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の場合の避難においては、避難誘導する者に防護服を着用させるなど安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意する。

さらに、国の対策本部長は、攻撃の特性に応じた避難措置の指示を行うこととされていることから、市長は、当該避難措置の指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を作成する。

第6 地域特性に応じた留意事項

館山市は、房総半島の南端に位置し、半島としての地理的特性を有している。また、山地、田園集落が多く、地形が複雑である。このようなことから、市は、地域特性に応じた避難誘導等における留意事項について以下のとおり定める。

1. 地域特性

- ・房総半島南端に位置し、西側に長い海岸線、三方を丘陵が囲み、半島先端特有の「袋小路性」という条件不利地域である。
- ・山地、田園集落が多く地形が複雑で山林の占める比率が高い。
- ・公共交通機関が十分に整備されていない地域がある。
- ・温暖な気候を生かした首都圏有数の観光地である。
- ・市内に海上自衛隊館山航空基地がある。
- ・漁業、マリンレジャーが盛んな地域である。
- ・館山港は「千葉県地域防災計画」において、海上輸送拠点に定められており、重要な役割を担っている。

以上のような地域特性から、以下の事項に留意する。

2. 地域特性に応じた留意事項

(1) 半島南端に位置することに関する留意事項

ア. 限られた避難経路

館山市は半島南端に位置し、長い海岸線と、丘陵に囲まれている。

市の区域外へ住民を避難させる場合、陸路での避難経路は北方向、東方向が主となる。主な避難手段は、鉄道、バス車両等で移動することが想定されるが、避難の際、市民が一斉に、自家用車を使用し避難した場合、主な避難経路となる国道等幹線道路にて交通渋滞が発生し、避難民が滞留し、非常に危険な状態となることが想定される。

このため、市は、住民に対して、避難指示等の伝達の際、避難の交通手段は市の指示に従うよう、住民に十分周知する。

イ. 船舶による住民の避難

市の区域外へ住民を避難させる場合、陸路での避難手段は、鉄道、バス車両等が主となるが、被災により、避難経路とする JR 内房線や国道等幹線道路が寸断された場合、他の公共交通機関では十分な避難住民の運送が行えないことが想定される。

この場合、市長は、市の孤立化を避けるため、船舶による住民の避難を知事に要請する。

ただし、船舶による避難は、海上の安全が確保できなければ、相当な危険を伴うため、市長は、県、自衛隊、海上保安部等の関係機関と慎重に協議する。

なお、館山港は「千葉県地域防災計画」において海上輸送拠点に定められており、武力攻撃事態等には避難住民、救援物資の運送等の輸送に対処するという重要な役割を担っている。市は、武力攻撃災害が発生した場合は、県に速やかに被

害状況を報告するとともに、避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急復旧のため、県が行う措置に必要な応じて協力する。

ウ. 避難経路の復旧

市の区域外へ住民を避難させる場合、陸路での避難手段は、鉄道、バス車両等が主となるが、被災により、避難経路とする国道等幹線道路が寸断された場合、市は、市の孤立化を避けるため、道路管理者等が行う道路の応急復旧作業に協力する。

また、市や道路管理者等では応急復旧作業に時間が掛かることが予想される場合は、市長は、速やかに知事に応援を要請する。

エ. テロリストの潜入、潜伏

当市は、東京湾の入り口に位置し、長い海岸線と、山地が海に迫り平地が少ない地域があり、テロリスト等の潜入、潜伏が容易であると想定される。市、消防機関、その他関係機関は、小型船艇等、テロリストの潜入に関する不審物等の早期発見に努めるとともに、早期対処に備える。

(2) 山地、田園集落が多いことに関する留意事項

ア. 道路の復旧

山地や田園集落は、地形が複雑であったり、道路や公共交通機関が限られている地域がある。このような地域では被災により道路が寸断された場合、地域住民が孤立化する恐れがあるため、市は速やかに道路の応急復旧作業を行い、避難経路を確保する。

また、市では応急復旧作業に時間が掛かることが予想される場合は、市長は、速やかに知事に応援を要請する。

イ. 孤立地域の負傷者、避難住民の搬送等

山地等において、孤立地帯が発生した場合、応急復旧が困難で、通常の車両等でのアクセスが不可能な場合、市は、県を通じ、自衛隊等に応援を要請し、ヘリコプターにより、被害状況の調査、負傷者の搬送、避難住民の搬送を行う。

なお、市は、ヘリコプターによる搬送に当たっては、天候、地形に十分留意するとともに、離着陸地点の確保に留意するなど自衛隊等と連携する。

ウ. 自家用車等による避難について

中山間地域など公共交通機関が限られている地域における住民の避難については、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、市長は、必要な応じて自家用車等による避難を知事に要望する。

なお、県国民保護計画において、中山間地域など公共交通機関が限られている地域における住民の避難について、知事は、避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができるとされている。

(3) 観光客に対する留意事項

ア. 警報等の伝達

市は、観光客に対しても住民と同様に、警報の伝達等国民保護措置を行うものとし、警報等の伝達に際しては、防災行政無線による伝達の他、観光施設管理者

の協力による拡声器等を利用した伝達を行う。特に、多数の観光客が集中する海水浴場や大規模観光施設への伝達に配慮する。この場合、警察に協力を要請し、観光客に混乱等が生じないように配慮する。

イ. 避難実施要領

観光客の避難に当たっては、交通渋滞を引き起こす可能性があるなどの理由から、自家用車等の使用は困難な場合が多いと考えられる。

市は、避難実施要領作成の際、その時の観光客の入り込み状況などの情報を県に提供し、観光客の避難時の自家用車等の使用の可否について、県に対し、警察と調整するよう要請する。そして、県が示す交通手段等に基づき避難実施要領を作成する。

また、JR 内房線が運行停止となった場合、駅周辺に乗客が滞留することから、市は県と協議し、帰宅困難者一時滞在施設（南総文化ホール）を確保する。

市は、月別、観光施設別等の観光客の入り込み状況に基づき、時期別の観光客に配慮した避難実施要領のひな形をあらかじめ作成する。

ウ. 避難誘導

市は、消防機関、観光施設管理者等と連携し、避難実施要領に基づき、観光客の避難誘導を行う。この場合、必要に応じて警察、海上保安部等に誘導を要請する。特に、避難時の交通手段等については、指示に従ってもらうよう配慮する。

(4) 海上自衛隊館山航空基地周辺における留意事項

自衛隊施設は防衛に係る諸活動の拠点となる等の特性があることから、海上自衛隊館山航空基地周辺においては、自衛隊の諸活動により、避難車両等の通行に支障が生じることが想定される。よって、自衛隊の諸活動が行われる場合、市は、基地周辺の道路状況を把握し、関係機関と調整のうえ、避難経路を変更させるなど、円滑に避難誘導できるように配慮する。

また、海上自衛隊館山航空基地周辺海域においては、自衛隊の諸活動により船舶交通の輻輳が予想される。船舶による住民の避難を行う場合には、自衛隊、海上保安庁等と調整のうえ、円滑に航行できるよう配慮する。

なお、市は、平素から、自衛隊と意見交換等を行ない、緊密な連携を図る。

(5) 漁業、マリンレジャーに対する留意事項

当市は、漁業資源が豊富で穏やかな海に面しているため、漁業やプレジャーボート等を利用したマリンレジャーが盛んである。

海上保安庁国民保護計画では、海上の船舶内に在る者に対して、海上保安庁長官が警報等を伝達するよう努めるとされている。

また、市は、同計画に基づき、必要に応じて海上保安庁と連携し、港内在泊中の船舶等に在る者に対して警報等を伝達する。この場合、必要に応じて、漁業協同組合、漁港管理者等に協力を要請する。

第7 救援

県と市が互いに連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

1. 救援の実施

(1) 救援の実施

知事が国の対策本部長から救援の指示を受け、救援を必要としている避難住民等に対し、次に掲げる措置を行う場合は、市長は、知事が実施する措置の補助を行う。

ただし、武力攻撃事態認定前や突発、急襲的な事態等、県による救援の実施を待ついとまがない場合においては、市は、館山市地域防災計画に準じて、救援を実施する。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市長による救援の実施

知事は救援を迅速に行うために必要があると認めるときは、救援の実施に関する事務の一部を市長に委任することができることとされている。

この場合、知事は市長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市長へ通知するとされている。

なお、市長は、知事から事務の委任を受けた場合で、上記で実施することとされた救援を行う場合は、関係機関の協力を得て行う。

(3) 救援の基準等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画に基づき救援の措置を行う。

また、市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

※着上陸侵攻への対応

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態における救援については、避難措置の指示の場合と同様、国の総合的な方針を踏まえて行うことが基本である。このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる救援を想定した具体的な対応を決めておくことは困難である。

2. 関係機関との連携

(1) 県への要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

(5) 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、都道府県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

3. 救援の内容

救援の措置については、県が実施することとされており、県国民保護計画においては、あらかじめ市が協力することが定められている。

よって、本計画では、県国民保護計画に準じて、あらかじめ定められている市の協力することを記載する。

また、市は、ここに記載のない措置は、県国民保護計画、「救援の程度及び基準」に基づき、県に協力する。

(1) 収容施設の供与

ア. 避難所の開設等

(ア) 避難所の開設

市は、県に協力し、当該区域内が避難先地域となった場合、県との調整に基

づき、あらかじめ指定した避難施設その他の適切な場所に避難所を開設する。

(他市町村の住民が市内へ避難してくる場合も同様)

(イ) 公営住宅の貸与

県及び市は、公営住宅について、別に定める方法により避難住民等に貸与する。

(ウ) 応急仮設住宅等の供与

県及び市は、別に定める方法に基づき、必要に応じ建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与する。

イ. 収容施設の運営、維持管理

(ア) 避難所の運営

避難所の運営はあらかじめ定める「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された県及び市の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営する。

(イ) 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として、市が、県から委託されて行う。

(ウ) 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

県及び市は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮する。

(エ) 避難所等における安全確保等

市は、警察署が行う避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(2) 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

ア. 県及び市は、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品、飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

なお、食料品、生活必需品は、県による調達を原則とし、緊急時における食料、生活必需品の給与については、県及び市における備蓄品を活用する。

イ. 飲料水の供給

市は、市地域防災計画の定めに準じて、飲料水を供給する。

なお、飲料水が不足する場合には、県が、供給計画に基づき、市の協力の下で、拠点給水、車両給水を実施する。

※第2編武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章第 11-1-(4)飲料水衛生対策を参照

ウ. 供給計画の策定

市は、それぞれの避難所において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

県は、市の報告を取りまとめ、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下の(ア)から(ク)の内容について、食料品・飲料水・生活必需品の供給計画を定めることとされている。

- (ア) 備蓄物資から使用する量
- (イ) 県内外からの応援物資の量
- (ウ) 物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者
- (エ) 食料品、生活必需品等の物資集積地
- (オ) 物資集積地までの運送方法、運送体制
- (カ) 物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制
- (キ) 拠点給水、車両給水の実施
- (ク) その他必要な事項

エ. 応援物資の仕分け

県及び市は、あらかじめ定めた体制に基づき、応援物資を仕分けする。

オ. 救援物資の運送方法等

(ア) 運送方法

県及び市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、県は市と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

なお、国の対策本部長により、道路の利用指針等が定められた場合は、県は、その利用指針を踏まえて、運送手段の選択や運送の要請を行う。

運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、運送を実施することとされている。また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

(イ) 避難所への連絡

市対策本部は、県対策本部から受けた事項(運送車両の出発時刻と到着時刻、救援物資の品目、数量)及び運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

カ. 救援物資運送路の確保

県及び市は、救援物資の運送道路を決定する際には、国の対策本部と必要な調整を行うこととする。

キ. 受入を希望する救援物資情報の発信

県及び市は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、県民に公表するよう努める。

(3) 医療の提供及び助産

ア. 医療の提供及び助産

市は、避難住民に対し医療救護を提供する県等関係機関を補助する。

ただし、急襲的な事態等、県等関係機関による医療救護の実施を待ついとまがない場合、市は、市地域防災計画に準じ、応急的に医療救護を実施する。

イ. 救護所の設置等

市は、県等関係機関と調整し、必要に応じて、救護所の設置及び救護班の派遣を行う。この場合、派遣された救護班は、医療機関が行う、トリアージ、応急処置等を補助するなど医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

ウ. 傷病者の搬送

市は、傷病者搬送の要請を受けた場合、消防機関とともに、県があらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を確認した上、搬送する。

エ. ヘリコプターによる傷病者の搬送

重篤患者、山間部などの孤立地帯の傷病者等、緊急治療が必要な場合は必要に応じて、千葉市消防ヘリコプター、ドクターヘリコプターを要請するよう県に要請する。なおも必要な場合には、警察署、海上保安庁、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行うよう要請する。

オ. 災害拠点病院

医療救護班を派遣した各機関は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行う。災害拠点病院は、医療救護所や救急医療機関では対応できない重症者、高度な治療が必要な患者を受け入れる。

(4) 被災者の捜索及び救出

ア. 被災情報の把握

市は、県に協力し、被災情報、捜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努める。

イ. 被災地における捜索・救出の実施

市は、警察署、自主防災組織、ボランティア団体とともに、県に協力し、県対策本部で集約した被災情報に基づき、救急救助活動を実施する。

ウ. 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

(5) 死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

ア. 関係機関との連携

市は、警察署、海上保安部、自衛隊、消防機関等とともに、県に協力し、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。

イ. 死体の捜索

市は、警察署などの関係機関とともに、県に協力し、死体の捜索を実施する。ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防機関、警察署、海上保安、自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

ウ. 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

(ア) 一時保管

市は、県に協力し、検視（見分等）・検案前の死体及び所持品・発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

(注) 検視……捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分

見分……捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分

検案……医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分（埋葬に必要）

(イ) 死体の輸送

警察官による検視・見分及び医師による検案を終えた死体は、市は警察署、消防機関、葬祭業取扱業者と県に協力し、死体収容所へ輸送し、収容する。

(ウ) 死体収容所（安置所）の開設

市は、県に協力し、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共建物、公園など収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容、整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張りを施し、必要器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

(エ) 遺留品等の整理

市は、県に協力し、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

エ. 埋葬・火葬対策

(ア) 被害状況の把握

a 市は、死者数を県に報告する。

b 市は、県が行う火葬場の施設の点検状況、従事者の状況、火葬能力状況の把握に協力する。

(イ) 埋葬・火葬の実施

a 市は、県に協力し、火葬を実施する。

b 市は、当市のみでの火葬の実施が困難な場合には、県に対し、他市町村の受け入れ可能な火葬場に対して火葬の実施を要請するよう要請する。

(6) 電話その他の通信設備の提供（県国民保護計画より）

県は、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行う。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

市は、県に協力し、武力攻撃災害により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、建設業関係団体との協議の上、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

(8) 学用品の給与

市は、県に協力し、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある児童・生徒に対し、教科書、文房具、通学用品を支給する。

(9) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

市は、県に協力し、武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、

建設業関係団体との協力の上、必要最小限の除去を行う。

4. 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項（県国民保護計画より）

核攻撃、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃等の場合には、県又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施する。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

ア. 医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施

イ. 内閣総理大臣が関係大臣等（文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣）を指揮し、関係大臣等の求めにより被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）や汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

ウ. 患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

ア. 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施

イ. 必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施

ウ. 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

ア. 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

イ. 患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

5. 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、知事から事務の委任を受けた場合において、以下の救援を行う場合は、千葉県国民保護計画に準じて行う。

なお、以下の救援が市長に委任された場合、知事はその旨公示することとされている。

- ・物資の売渡しの要請等
- ・土地等の使用
- ・公用令書の交付
- ・立入検査等
- ・医療の実施の要請等

6. 医療の要請等に従事する者の安全確保（県国民保護計画より）

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、場所及び期間その他の必要な事項を示して、医療を行うよう要請することができる。なお、正当な理由がないのに要請に応じない場合は、医療を行うべきことを指示することができるものとし、この場合には書面にて示す。

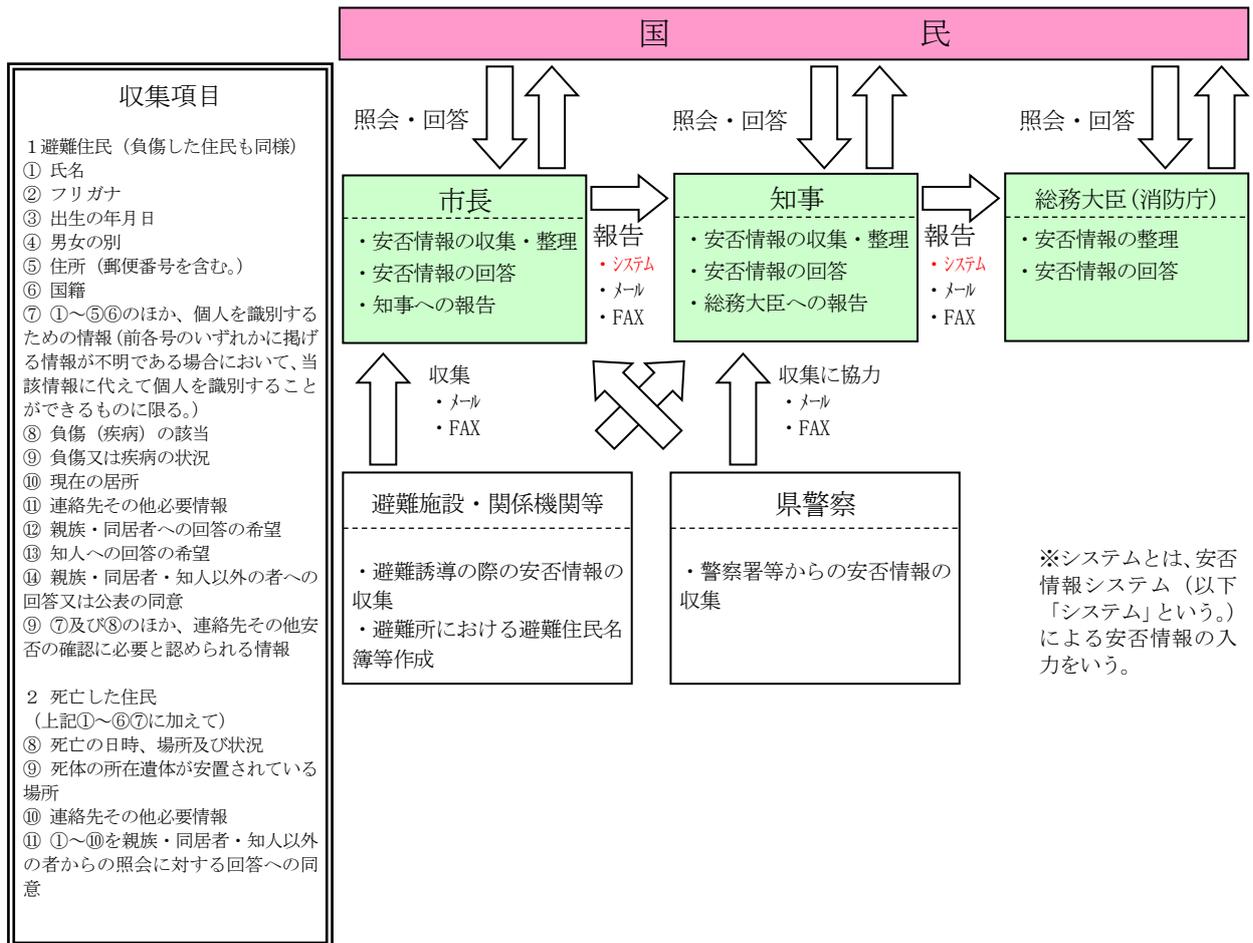
また県は、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第8 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



1. 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

ア. 市は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から管理し把握している学校等からの情報収集、消防機関、医療機関、警察署、その他関係機関の協力により安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所等において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

イ. 安否情報の収集対象

市長が安否情報を収集する対象者は、当市の住民及び、当市の住民以外で当市の区域における避難住民及び武力攻撃災害による死傷者であり、日本人であるか外国人であるかを問わない。

さらに、当市から他の市町村に住民が避難するような場合においても、市長は避難先の市町村長が安否情報の収集を円滑に行うことができるよう避難住民の安否情報を収集、整理する。

(2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

2. 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する【様式第3号 安否情報報告書】に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

3. 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア. 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ. 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する【様式第4号 安否情報照会書】に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合な

ど、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

- ア. 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する【様式第5号 安否情報回答書】により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- イ. 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- ウ. 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア. 市は、安否情報を取扱う職員等に対して、国民保護法、同施行令、安否情報省令、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、住民の個人情報の保護に十分留意すべきことを周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ. 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4. 日本赤十字社に対する協力

市は、外国人に関する安否情報を整理し、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を速やかに提供する。当該安否情報の提供に当たっても、3-(2)、3-(3)と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第9 武力攻撃災害への対処

第9-1 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しなら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。

1. 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2. 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

(2) 知事への通知

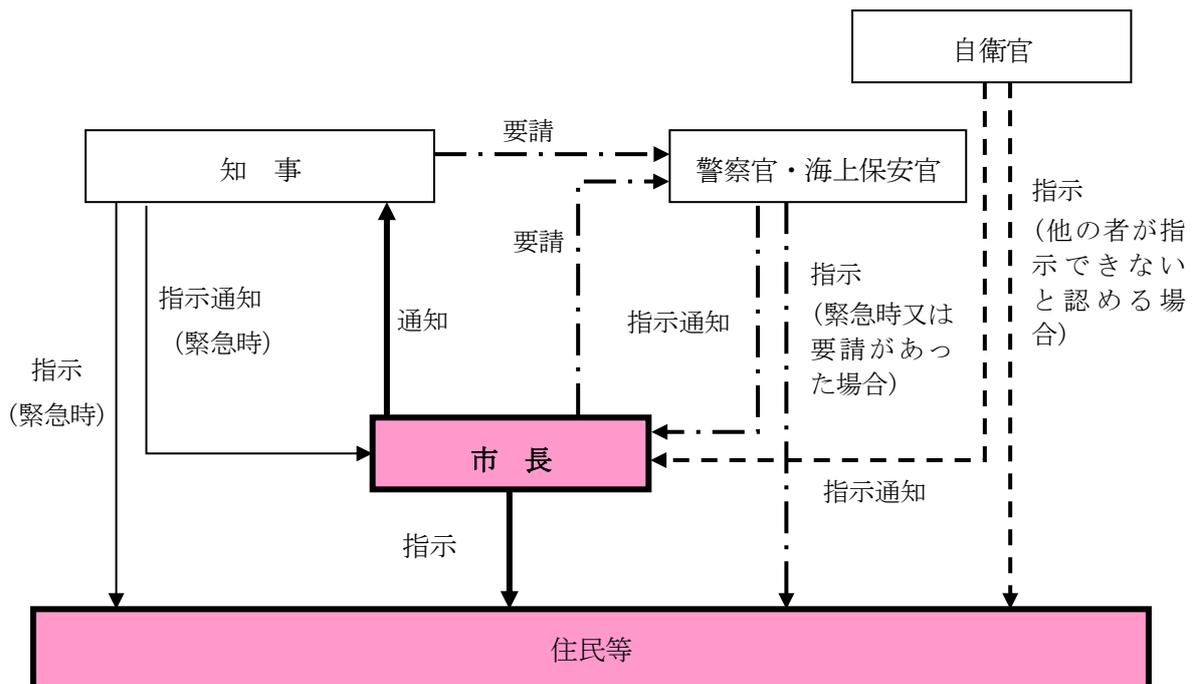
市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員、警察官又は海上保安官から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第9-2 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 退避の指示

※退避の指示の概要



(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※退避の指示について

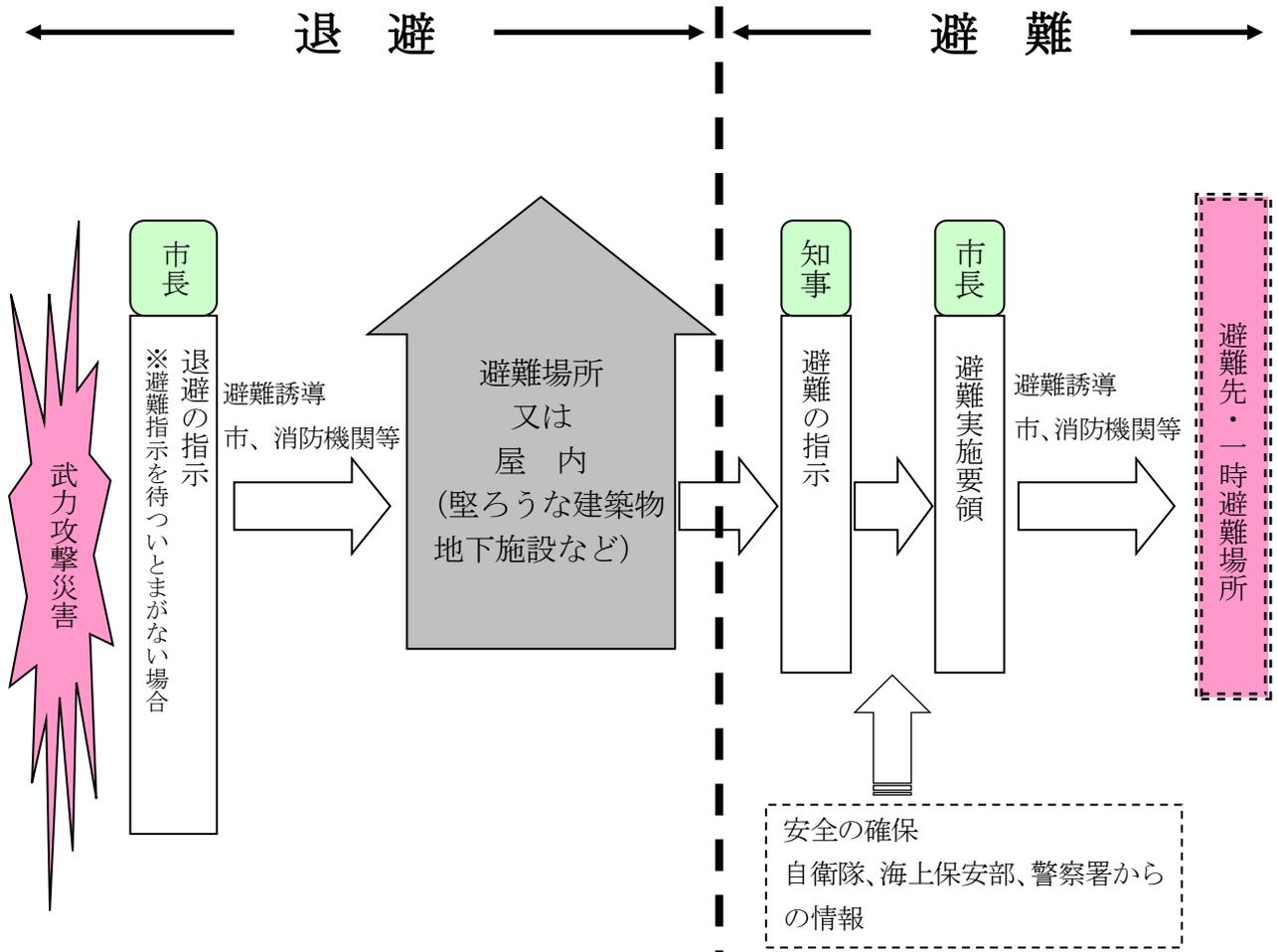
退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の实情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※退避の指示（一例）

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下施設など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※退避から避難への移行



(2) 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

ア. NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき

イ. 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込ま

れるおそれが少ないと考えられるとき

(3) 退避の指示に伴う措置等

ア. 市長は、退避の指示を行ったときは、「第4 警報の伝達等」に準じて、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ. 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(4) 安全の確保等

ア. 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有させるほか、消防機関、警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ. 市の職員及び消防機関が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて警察署、海上保安部、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ. 市長は、退避の指示を行う市の職員、消防団員等に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア. 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における警察、海上保安部、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ. 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報、周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。警戒区域の設定の変更、解除した場合も同様とする。

また、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ. 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、警察署、海上保安部、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ. 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要となる活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3. 応急公用負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア. 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

イ. 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

4. 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、常備消防は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、(3)による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、都道府県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア. 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、警察署等との連携した活動体制を確立する

- など、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ. その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ. 被災地以外の市長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ. 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、常備消防と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ. 市長、消防長は、特に現場で活動する消防職団員に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第9-3 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

※生活関連等施設の種類等については、第2編武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処第1章第6-8-(1)を参照

1. 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、警察署、海上保安部、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。(一部事務組合を構成して生活関連等施設を管理している場合、市は、他の構成市町村及び当該一部事務組合と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

2. 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、安房郡市広域市町村圏事務組合の長に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

(2) 危険物質等の種類及び安房郡市広域市町村圏事務組合の長が命ずることのできる措置

物質の種類	区 分	安房郡市広域市町村圏事務組合 の長が命ずることのできる措置		
		消防法第 12 条 の 3 による措置	国民保護法第 103 条第 3 項第 2 号による措置	国民保護法第 103 条第 3 項第 3 号による措 置
消防法第 2 条 第 7 項の危険 物 (同法第 9 条 の 4 の指定数 量以上のもの に限る)	消防本部等所在市の区域 に設置される消防法第 2 条第 7 項の危険物の製造 所、貯蔵所若しくは取扱所 (移送取扱所を除く。) 又 は一の消防本部等所在市 の区域のみに設置される 移送取扱所において貯蔵 し、又は取り扱うもの	製造所、貯蔵 所、又は取扱所 の全部又は一 部の使用の一 時停止又は制 限	製造、引渡し、 貯蔵、移動、運 搬又は消費の一 時禁止又は制限	所在場所の変 更又はその廃 棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を
求める。また、市長は、上記措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険
物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第9-4 NBC攻撃による災害への対処等

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1. NBC攻撃による災害への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、警察署、海上保安部、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を得て、必要な対処を行う。

その際、必要に応じ現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

ア. 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ. 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

※生物剤を用いた攻撃の場合における対応

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、市の国民保護担当部課においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部課等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ. 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長及び消防長の権限

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、警察署等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。

※国民保護法第 108 条の汚染拡大防止措置に関する表

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は消防長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措

置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

※国民保護法施行令第31条の通知事項に関する表

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長又は消防長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的に収集し、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

(7) 措置に必要な土地等への立入

市長又は消防長は、知事より汚染の拡大防止措置を講ずるため協力の要請があったときは、放射性物質等による汚染の拡大防止措置を講ずるため必要があると認めるときは、職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶もしくは航空機（以下、「土地等」という）に立ち入らせることができる。

なお、当該職員を他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知しなければならない。また、他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(8) 放射性物質等による汚染の拡大の防止

市長は、知事からの協力要請により、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置を迅速に講じることにより協力する。

この場合、その職員の安全の確保に関し十分に配慮し、危険が及ばないよう防護服の着用やワクチンの接種など必要な措置を講じなければならない。

第10 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 被災情報の収集及び報告

- (1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。
- (2) 市は、情報収集に当たっては消防機関、警察署、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。
- (3) 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し「火災・災害等即報要領」（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。
- (4) 市は、第1報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時刻に県に対し報告する。
なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。
- (5) 市は、被災情報を取扱う職員等に対して、国民保護法、火災・災害等即報要領、個人情報の保護に関する法律の規定に基づき、住民の個人情報の保護に十分留意すべきことを周知徹底するなど、被災情報の管理を徹底する。

第 1 1 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

さらに、市は、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応する。

(2) 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下により感染症等に罹患することを防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生対策

ア. 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対する情報提供を実施する。

イ. 市は、地域防災計画の定めに基づいて、水道水の供給体制を整備する。

ウ. 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

エ. N B C 攻撃等により水源が汚染される場合も想定されることから、関係機関の情報、水質検査等により、飲料水の安全性を十分確認したうえで供給する。

(5) 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) し尿処理

ア. 市が行う措置

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

イ. 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

市は、県に協力し、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

ウ. 広域的な支援・協力

市は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。要請を受けた県は、仮設(簡易)トイレの設置など必要な支援を実施する。

2. 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理対策

ア. 市は、武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、廃棄物対策を実施していく。この場合、市は、市地域防災計画の定めに準じて、「館山市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していく。

イ. 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合は、他市町村等の応援を、県に要請する。

(2) 廃棄物処理の特例

ア. 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ. 市は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第 1 2 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1. 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2. 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童・生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童・生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切に実施する。

(2) 市税の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期限の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3. 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である市及び三芳水道企業団は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

河川管理施設、道路の管理者である市は、河川管理施設、道路を適切に管理する。

第 1 3 特殊標章等の交付及び管理等

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1. 特殊標章等の交付及び管理等

(1) 特殊標章等

ア. 特殊標章

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

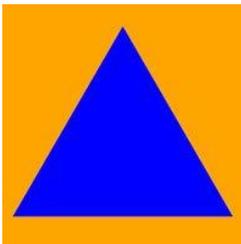
イ. 身分証明書

第一追加議定書第 66 条 3 に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり）。

ウ. 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

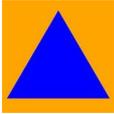
※ 特殊標章



オレンジ色地に青の正三角形

※ 身分証明書のひな型

(国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな型)

表面	裏面		
 <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defense personnel</p> <p>氏名/Name _____ 生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書 I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts(Protocol I) in his capacity as</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>	身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
	<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:</p> <p>血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p style="text-align: center;">所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER</p>		
	印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(日本工業規格A7(横74ミリメートル、館105ミリメートル))

(2) 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン(平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官(事態法制企画担当)通知)」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

ア. 市長

- (ア) 市の職員(消防長の所轄の消防職員)で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防団長及び消防団員
- (ウ) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (エ) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ. 消防長

- (ア) 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (イ) 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (ウ) 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(3) 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第3編 緊急処理事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

市は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急処理事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

1. 緊急処理事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急処理事態については、第1編第3章に掲げるとおりである。

市は、緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急処理事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

なお、本編では、近年高まってきている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急処理事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、県国民保護計画に準じて、詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1. 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダム破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 列車等の爆破	・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
政治経済活動の中核（※）に対する攻撃 ※官公庁、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力・通信施設等	・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

2. 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p><放射性物質></p> <p>○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散</p> <p>○水源地に対する放射性物質の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）の爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生したり放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<p><生物剤・毒素></p> <p>○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布</p> <p>○水源地に対する毒素等の混入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。
<p><化学剤></p> <p>○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がり人的被害をもたらす。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
<p>○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 市が管理する公共施設における警戒

市は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、警察・消防等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

2. 対処マニュアル等の整備

市は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、市と関係機関とで共有する。

第2章 緊急処理事態への対処

第1 事態認定前の対処

市は、武力攻撃事態等と同様に、緊急処理事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1. 市国民保護等連絡室の設置等

緊急処理事態は、原則として、武力攻撃事態と類似の事態が想定されるため、緊急処理事態における事態認定前の対処についても、武力攻撃事態等と同様に対処する。

※以下の項目については、第2編武力攻撃事態及び予測事態への備えと対処 第2章 第1「事態認定前の対処」を参照。

1. 初動時情報連絡体制
2. 市国民保護等連絡室の設置
3. 市国民保護等緊急対策本部の設置
4. 市緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整

第2 市緊急処理事態対策本部の設置等

市が、緊急処理事態対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1. 市緊急処理事態対策本部の設置手順

(1) 市長による市緊急処理事態対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の通知を受けた場合、直ちに市緊急処理事態対策本部を設置する。

また、事前に国民保護等連絡室や緊急対策本部を設置していた場合は、市緊急処理事態対策本部に切り替える。

(2) その他設置関連項目

次の設置関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- ア 市緊急処理事態対策本部員等の参集
- イ 市緊急処理事態対策本部の開設
- ウ 交代要員等の確保
- エ 代替施設における本部機能の確保

2. その他市緊急処理事態対策本部関連事項

次の関連項目については、市国民保護対策本部を設置する場合と同様とする。

- (1) 市緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定の要請等
- (2) 市緊急処理事態対策本部の組織構成及び機能
- (3) 市緊急処理事態対策本部における広報等
- (4) 市現地対策本部の設置
- (5) 現地調整所の設置
- (6) 市緊急処理事態対策本部長の権限
- (7) 市緊急処理事態対策本部の廃止
- (8) 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

緊急処理事態認定前後において、危機管理上特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1. 初動時における連携の基本モデルと主な役割

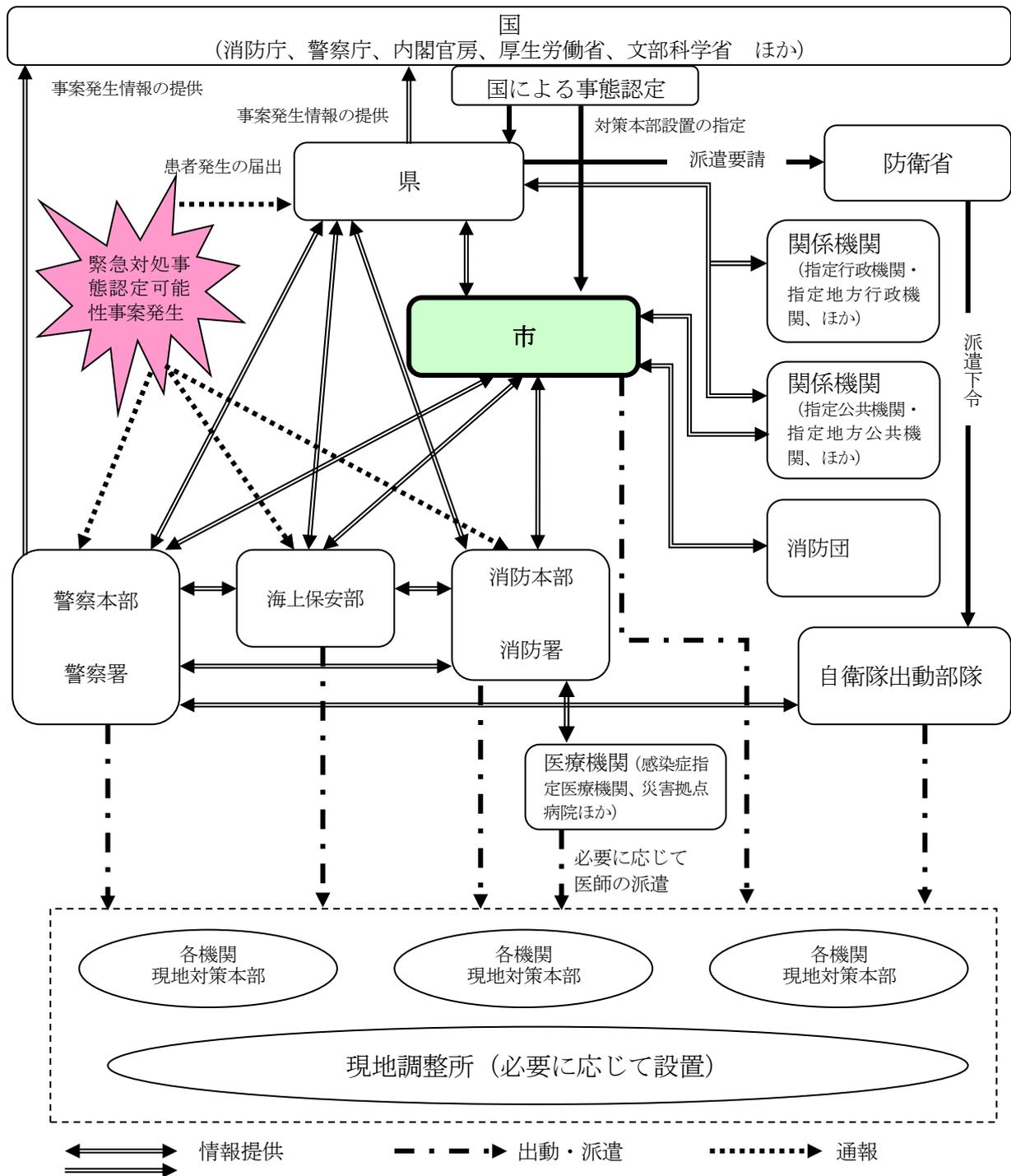
緊急処理事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、第2編第2章第3の武力攻撃事態における連携に準じるが、特に初動対応で重要となるのは、県や市と消防機関、警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次の(2)のとおり想定される。

(1) 緊急処理事態の認定につながる可能性のある事案（以下、「緊急処理事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、原因物質の特定等、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防機関	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



- ※ 緊急対処事態の形態はいわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携イメージを総括的に図示したもの。
- ※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と県庁に設置される緊急対処事態対策本部にて行う。

2. 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

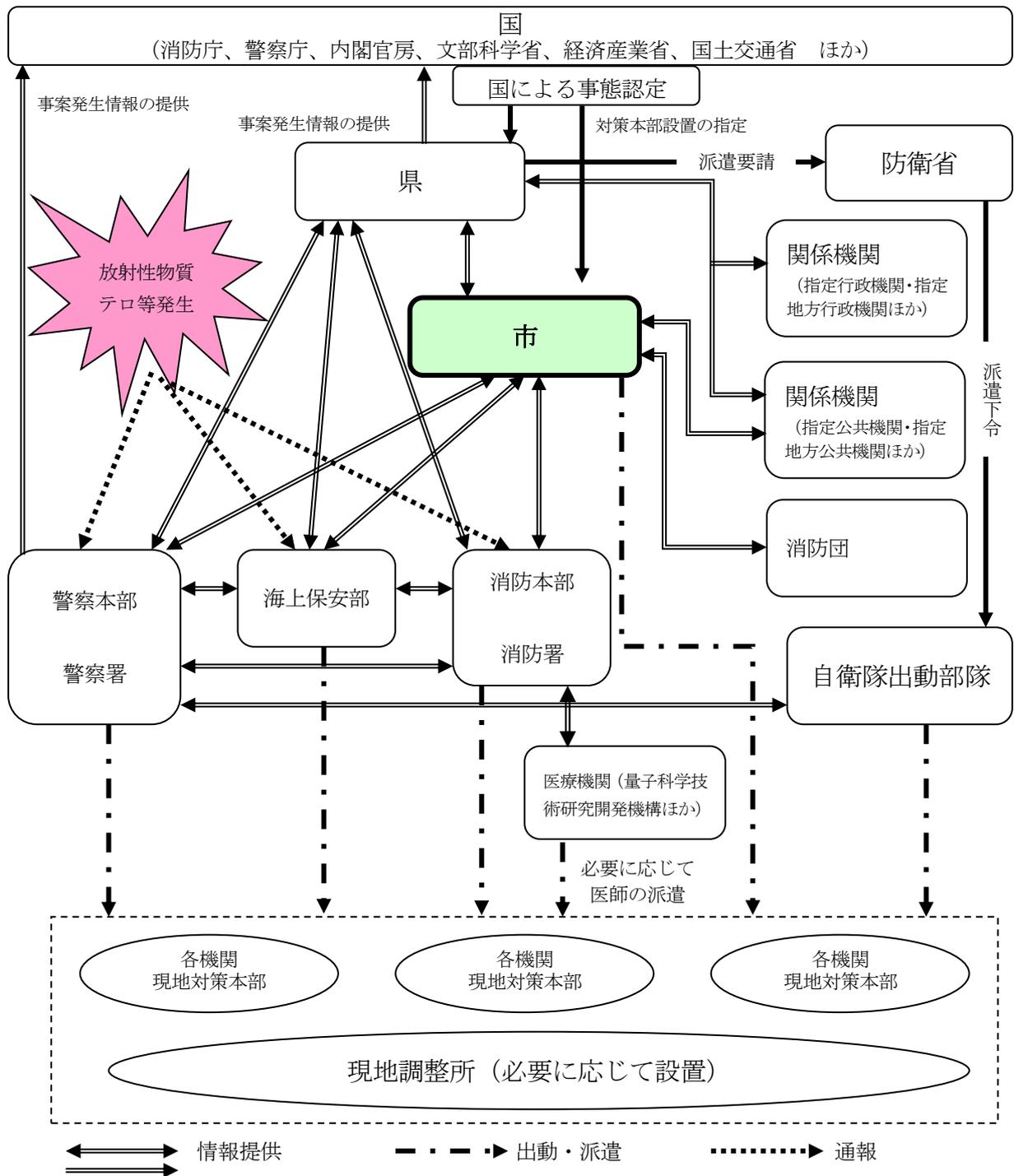
大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地対処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「放射性物質テロ等」という。）

ア. 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

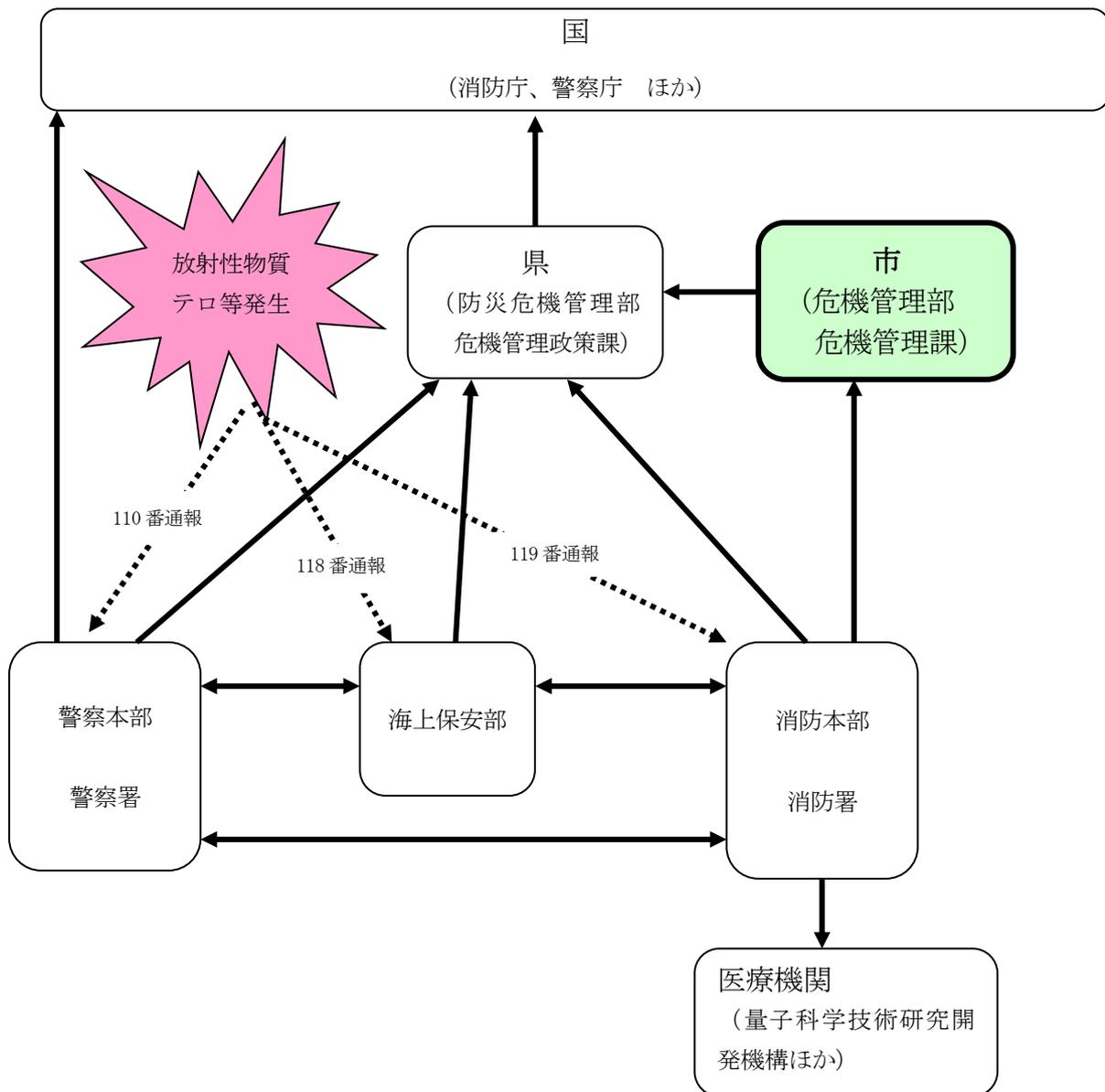
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣、モニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談、モニタリングなど
市	情報収集、情報提供、避難誘導など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、捜査活動など
消防機関	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ、除染など
自衛隊	捜索及び救出など
海上保安部	情報収集、情報提供、救助、船舶回航指導・支援など

イ. 放射性物質テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ 放射性物質テロの事例としては、大規模な被害が想定されるものとしては、輸送中の放射性物質の近くでトラック爆弾(大量の爆発物を積んだ大型車)を爆破させるということが挙げられる。

ウ. 放射性物質テロ等発生時の連絡系統図

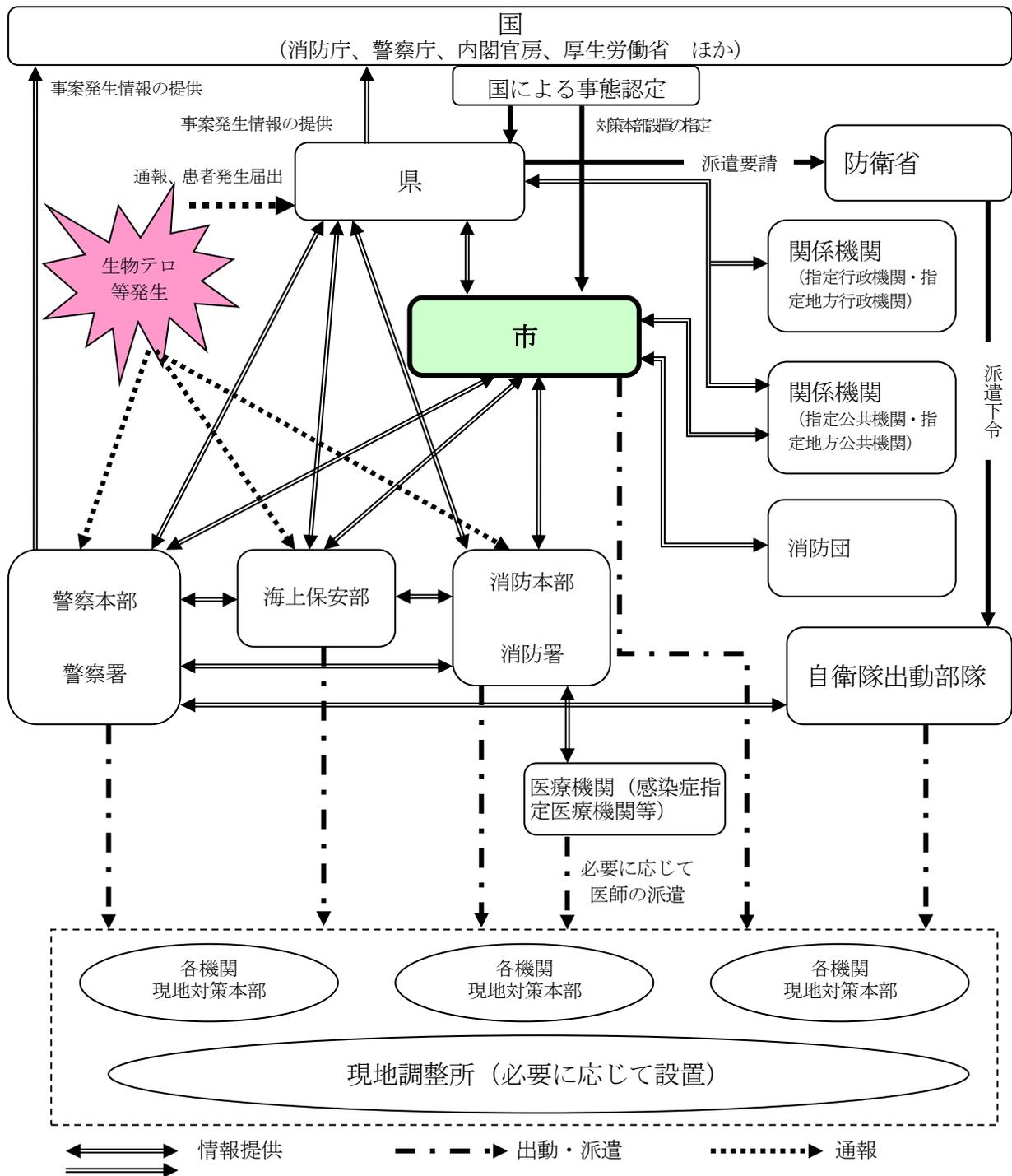


(2) 生物剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下、「生物テロ等」という。）

ア. 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）、（可能な範囲で） 地域・施設の除染、消毒など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、 避難誘導、救助、交通規制、原因物質の特定等、捜査活動など
消防機関	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、 被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）、救急搬送など
医療機関	救急医療、保健所（健康福祉センター）への届出など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救急搬送、立入制限など

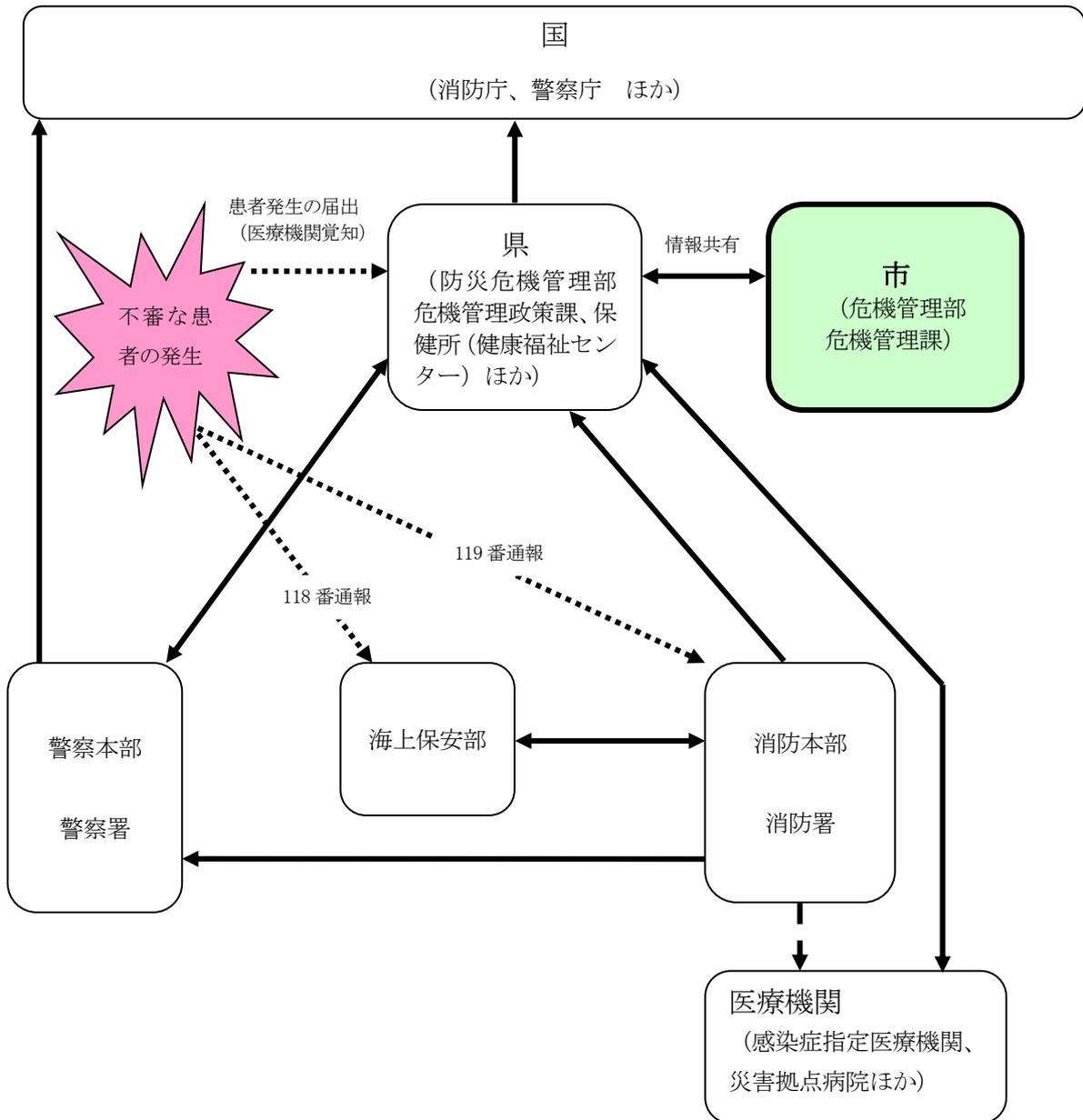
イ. 生物テロ等発生時の関係機関連携モデル



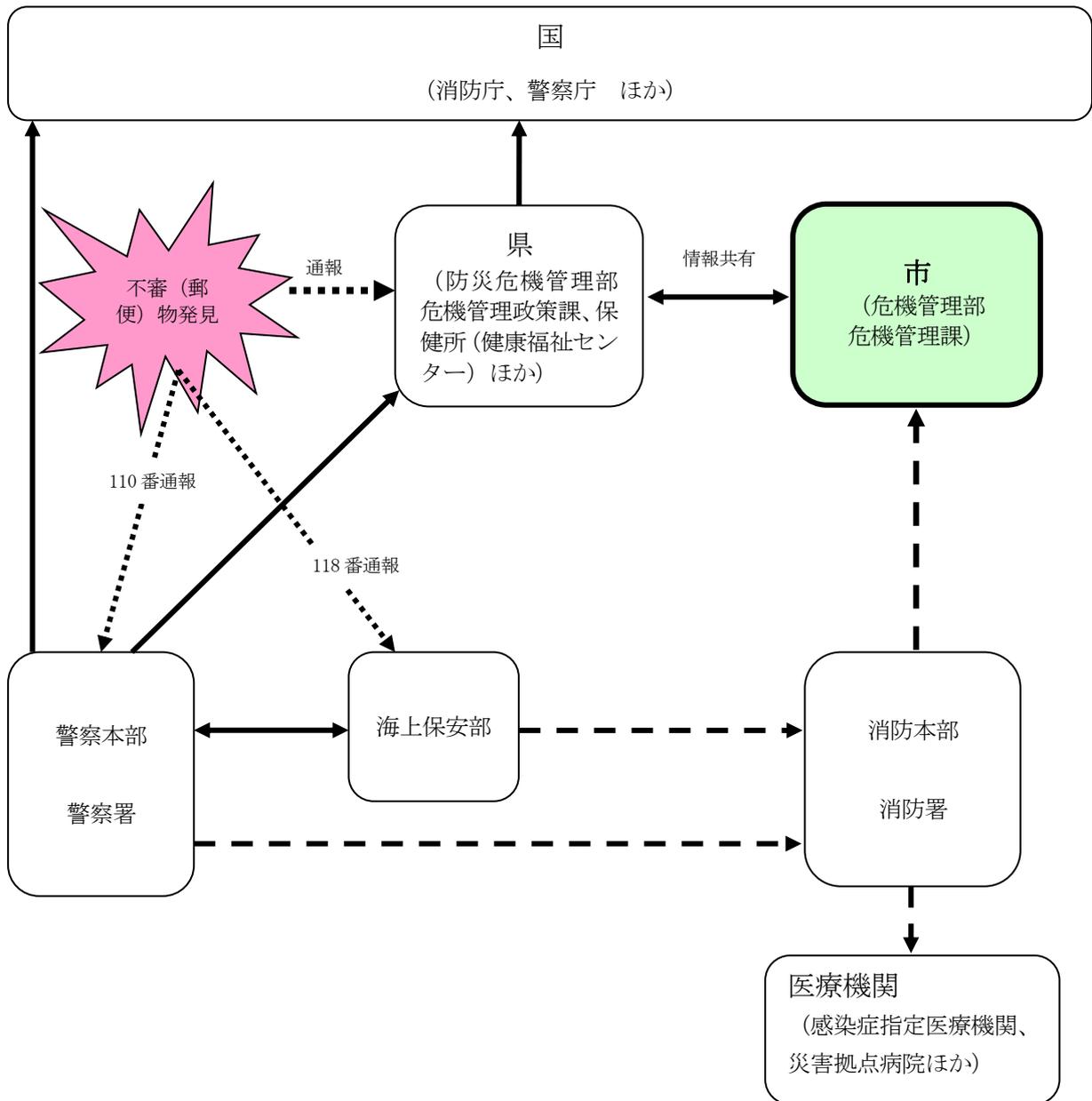
※ヒトや動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であることに留意する。

ウ. 生物テロ等発生時の連絡系統図

①不審な患者が発生した場合



②不審（郵便）物が発見された場合

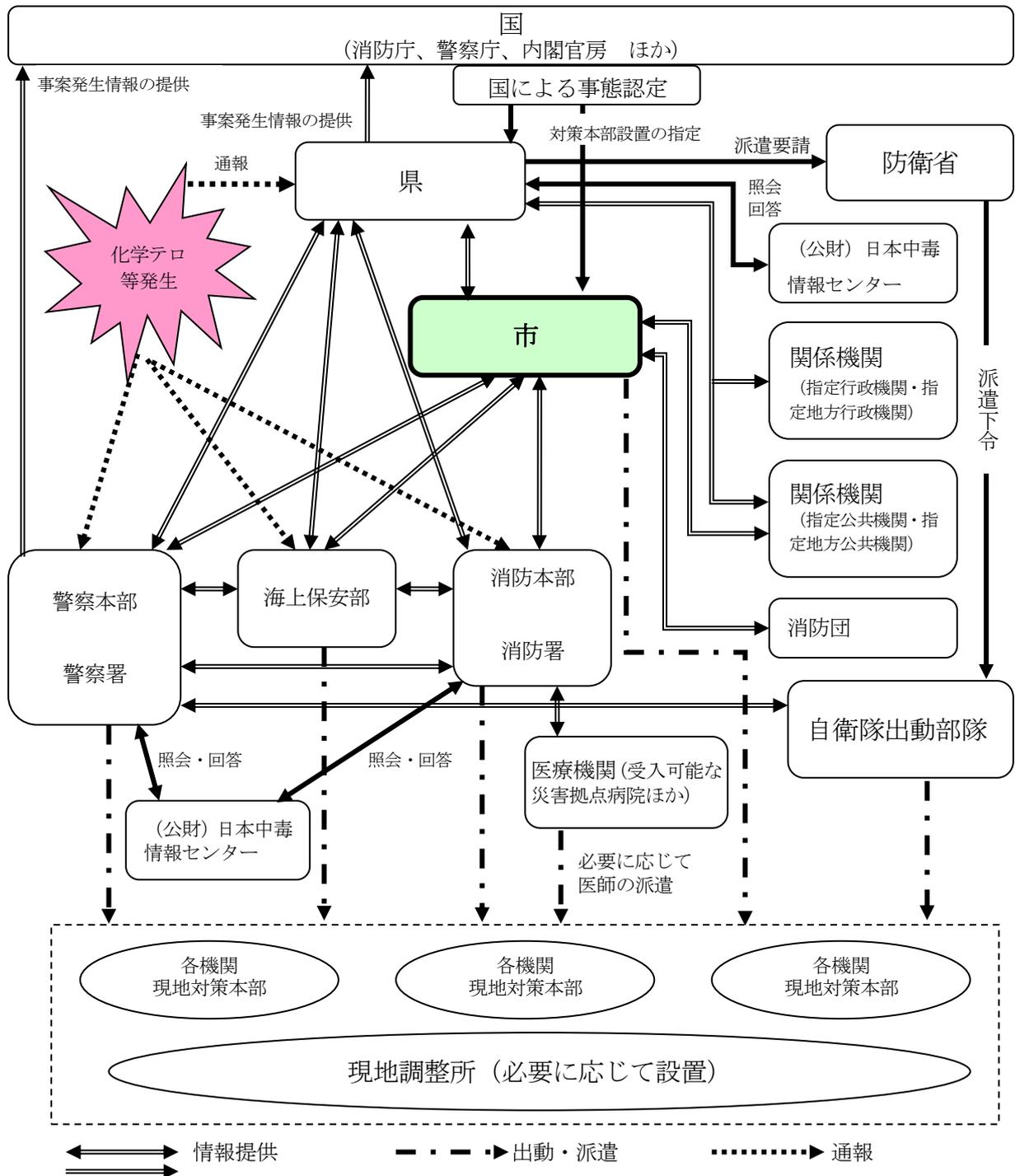


(3) 化学剤が使用された緊急処理事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

ア. 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

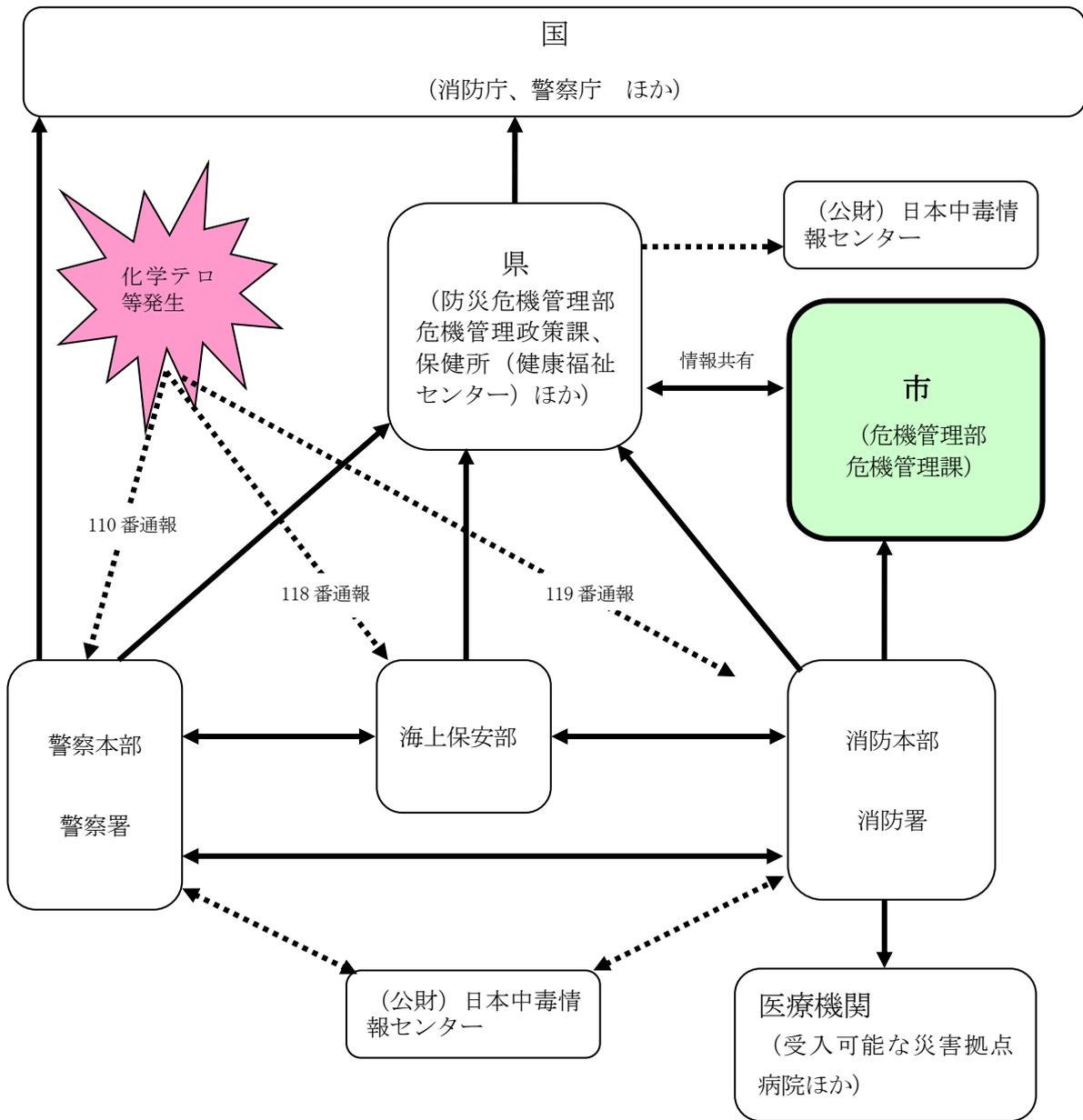
県	情報収集、情報提供、健康相談など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、原因物質の特定等、捜査活動など
消防機関	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ、被害者の二次除染など
自衛隊	捜索及び救出、除染など
海上保安部	情報収集、情報提供、簡易検知、検体採取、救助、船舶回航指導・支援など

イ. 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (公財) 日本中毒情報センター: テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)

ウ. 化学テロ等発生時の連絡系統図

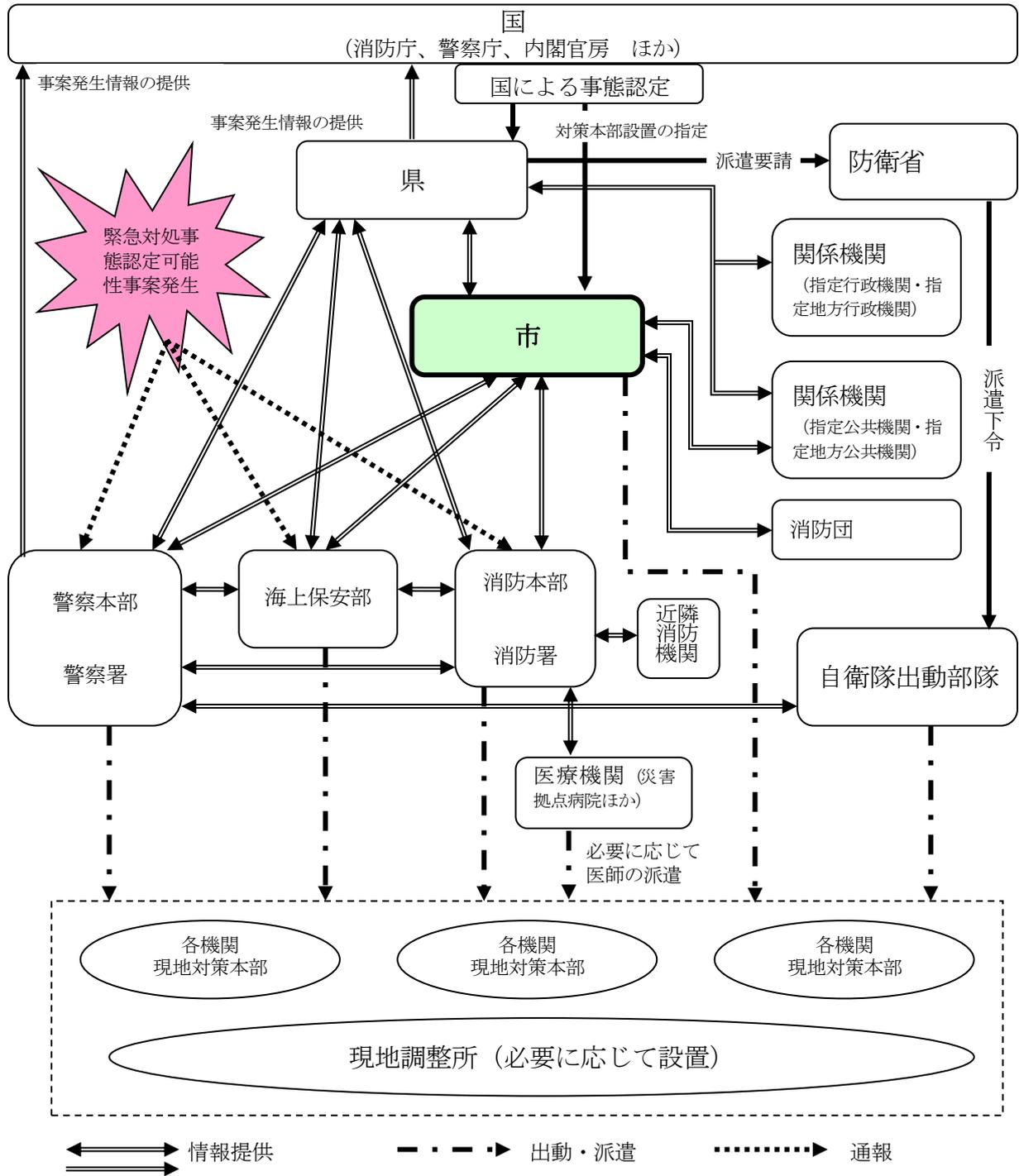


(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下、「爆発物テロ等」という。）

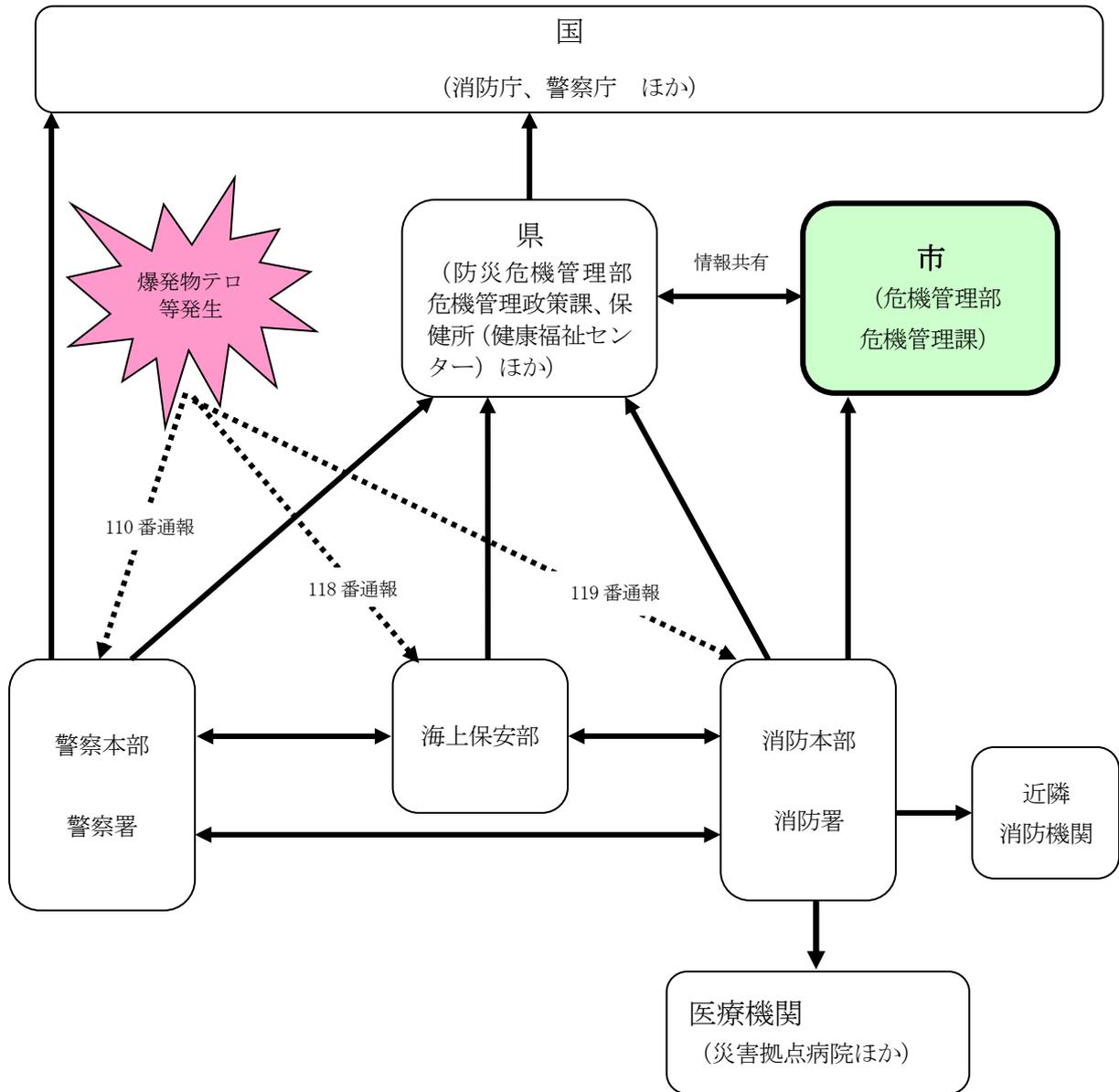
ア. 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

県	情報収集、情報提供、健康相談、（自衛隊派遣要請）など
市	情報収集、情報提供など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制、捜査活動など
消防機関	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索及び救出など
海上保安部	情報収集、情報提供、救助、救急搬送、船舶回航指導・支援など

イ. 爆発物テロ等発生時の関係機関連携モデル



ウ. 爆発物テロ等発生時の連絡系統図



第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について以下のとおり定める。

1. 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2. 特殊標章等の取扱い

特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における特殊標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3. 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定（生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定）は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生したときは、応急の復旧のため必要な措置を以下のとおり講じることとする。

1. 基本的考え方

(1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、作業員の安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもおお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じ総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2. ライフライン施設の応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、市が管理する下水道施設等のライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

また、上水道施設を管理する三芳水道企業団に対し、上記事項を講ずるよう要請する。

3. 輸送路の確保に関する応急の復旧

市は、武力攻撃災害等が発生した場合には、その管理する道路について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

市が管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害からの復旧の基本的な考え方を以下のとおり定める。

1. 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2. 当面の復旧についての留意事項

本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるまでの間、市は、被災した施設及び設備について、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案し、迅速な復旧を目指すとともに、必要があると認めるときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧方針を定める。

なお、水道、電気、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、住民の生活機能が著しく損なわれることに留意し、県、市及び指定地方公共機関は、相互に連携を図りながらこれらの施設の応急復旧が迅速に行われるよう努める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1. 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2. 損失補償及び損害補償

(1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 損害補償

市は、国民保護措置等の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

3. 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4. 県が市の国民保護措置等を代行した場合の費用の支弁

市が武力攻撃災害等により事務の実施が困難となり、国民保護措置等を県が代行した場合、その費用については県が支弁する。

5. 市が救援の事務を行った場合の費用の支弁

法第76条第1項の規定により救援に関する事務を市が行った際の費用は、県が支弁する。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、市は一時的に立替え支弁する。